

日本近代会計成立史論考（４）

久野秀男

総目次

- 序章 この調査研究の目的と方法
- 第1章 複式簿記法導入期の諸事情
- 第1節 大坂(阪)造幣寮「地金部」の複式簿記法の試用
- 第2節 記数法と帳簿様式
- 第3節 会計制度近代化の先駆
- 第4節 初期の代表的簿記書の紹介
- 第5節 会計近代化の系譜
- 第6節 初期の商業教育の概況
- 第2章 銀行統一会計制度の生成と発展
- 第1節 銀行の創設と銀行統一簿記組織の生成
- 第2節 銀行統一簿記組織の影響
- (1) 現金式仕訳帳制
- (2) 伝票制度
- (3) 残高式総勘定元帳と日計表の作成
- (4) 簿記の慣用語
(以上、第10巻・第4号に収録)
- 第3節 銀行仕訳帳制の生成と発展
- (1) 銀行日記帳の由来
- (2) 銀行仕訳帳の原始体系
- (3) 日記帳・増補日記帳・日締帳の消長
- (4) 現金式日次総合仕訳帳制の確立
- (5) 変形日記帳の登場
- 第4節 過渡期の銀行財務諸表の二体系
- 第5節 「補正勘定」の経緯
- 第3章 『銀行簿記精法』と第四国立銀行「資料」との比較吟味
(この章は第6巻・第1号に収録)
- 第1節 まえがき
- 第2節 『銀行簿記精法』の解析とその問

題点

- 第3節 『銀行簿記精法』の影響
- 第4節 第四国立銀行「資料」の解析とその問題点
- 第4章 官庁会計制度の生成と展開
- 第1節 設題
- 第2節 明治22年に至る官庁会計諸法規の沿革
- (補論1) 井上・渋沢の「建白書」と「歳入出見込会計表」の公布
- 第3節 官庁簿記組織の創設
- (1) 「出納司規則書」の制定
- (2) 「金穀出納順序」の制定
- (3) 「出納寮金穀出納計算条例」および「計算条例」の制定
- (4) 明治8年に至る各官庁帳簿規程の変遷
- (5) 明治8年末・大蔵省における複式簿記法の実験
- 第4節 複式官庁簿記組織の発展
- (1) 複式官庁簿記の端緒
- (2) 大蔵省通達「計算簿記条例」とその簿記組織
- (3) 大蔵省通達「改正記簿組織例言」とその簿記組織
- (4) 大蔵省通達「各庁計算記簿規程」とその簿記組織
- (5) 「東京府郡区役所簿記規則」・「東京府計算簿記規程」の制定
- (6) 日記簿・原簿の変遷
- (補論2) 「内務省会計局処務順序」
- 第5節 複式官庁簿記制度の意義

- 第6節 国庫金出納関係帳簿の一部を除き複式簿記組織の廃止
- (1) 「会計法」・「会計規則」の制定
 - (2) 明治23年度以後の官庁簿記法の特色
- 第7節 陸軍鎮台会計部の複式簿記法の実験とその顛末
- 第8節 作業特別会計の実態：『陸軍作業会計経営要領』
- (1) 設題
 - (2) 一般会計と作業特別会計との関係
 - (3) 固定資本の運営とその問題点
 - (4) 据置運転資本の必要性
 - (5) 決算会計
 - (6) 仕掛品(半途品)の整理法
- (以上、第11巻・第2号に収録)
- 第5章 官営鉄道会計制度の生成と発展
- 第1節 官営鉄道特別会計の発端
- 第2節 「鉄道会計条例」の制定とその問題点
- 第3節 「官設鉄道会計法」・「作業及鉄道会計規則」・「官設鉄道用品資金会計法」の制定とその問題点
- 第4節 「三勘定制」の確立
- 第5節 官営鉄道会計法規の変遷
- 第6章 「私設鉄道株式会社会計準則」および「地方鉄道会計規程」の制定
- 第7章 私営鉄道会社会計の実況
- 第1節 序説
- 第2節 勘定組織
- 第3節 帳簿組織
- 第4節 記帳例および日本鉄道株式会社「総体損益報告表」(明治29年上半年)
- 第8章 『個別調査研究』
- 第1例 内国通運会社創業期の財務諸表と簿記組織
- 第2例 セメント製造会社会計制度の生成と発展
- (1) 創業時の事情：「作業費特別会計」の影響
 - (2) 株金(資本金)勘定の推移と決算報告書の体系
 - (3) 興業費・営業費の変遷
 - (4) 原始商法実施以後の決算報告書の体系の変化
- (以上、第11巻・第4号に収録)
- 第3例 抄紙会社(王子製紙株式会社)の決算報告書制の生成と展開
- (1) 原始商法実施時以前の状況
 - (2) 原始商法実施時以後の状況
- 第4例 倉敷紡績所(倉敷紡績株式会社)の「損益四勘定制」・「原綿時価評価替制」の変遷
- 第5例 東京大坂株式取引所・明治11年下半年の「資産負債一覧表」と「利益金割合報告」
- 第6例 国立銀行統一財務諸表制とその実例(明治13年上半年「第四国立銀行」)
- 第7例 日本生命保険株式会社の決算報告書の展開
- (1) 明治38年以前の状況
 - (2) 明治39年以後の状況
- 第8例 株式会社 日本勧業銀行の決算報告書の生成と問題点
- (1) 創業期の事情
 - (2) 「損益計算書」と「利益金分配按(案)」との分離
- 第9例 久原鉱業株式会社の減価償却制と価格変動準備金の推移
- 第10例 産業組合の受払式簿記制
- (1) 収支簿記(受払式簿記)の発想と基本構造
 - (2) 産業組合の受払式簿記制の実況
 - (3) 収支簿記より貸借簿記への転換
- 第11例 公許会計士制度の提案
——農商務省・商務局の『公許会計士制度調査書』——
- 第12例 下野直太郎博士の会計学説
- (1) 設題
 - (2) 資産親と決算貸借対照表本質論

- (3) 貸借対照表と財産目録との関係
- (4) 下野博士と収支簿記
(以上、本号に収録)

**第3例 抄紙会社(王子製紙株式会社)の
決算報告書制の生成と展開**

(1) 原始商法実施時以前の状況

抄紙会社は、明治5年(1872年)11月に会社創立の出願を紙幣寮に提出し翌6年2月12日認可された会社である。当初の資本金は15万円、うち払込額は10万円、未払込額は5万円であった。「自明治5年下半期至明治8年下半期考課状(第壹乃至参)」をはじめとする史料ならびに後身の王子製紙株式会社の史料が、考課状の形で現存している。

同社の考課状は、これを原始商法実施時(明治26年7月)以前のもので、それ以後のものに大別して考察することが肝要である。

原始商法実施時以前の考課状の特色は、著者の手許の史料が、「抄本」となっているので、必ずしも全貌をつかみかねるところもあるが、株主に対する決算会計報告の側面からみると、きわだった特色がある。

すなわち、この時期のものは、いずれも、「損益勘定」という名称の報告書であり、その内容は、資本金額、利益金額および利益処分計算の内容を報告したものである。ただし、第1回から第3回までは、利益処分の報告はない。つぎに明治10年下半期考課状抄本に示された「損益勘定」を示す。

明治10年下半期損益勘定(考課状第6)

製紙会社 (注、抄の字は用いていない)	
一、金貳拾六万壹千六百元	資本金
一、金壹万四千参百八拾壹円参拾銭六厘	利益金

此ノ配当左ノ如シ

金壹千四百四拾円	第一準備金
金貳千八百七拾円	第二準備金
金七千九百元(六朱強)	株主配当金
資本金貳拾六万壹千六百元ニ対シ年百分ノ六強ニ当ル	
金貳千壹百六拾円参拾銭六厘	役員職工賞与金

明治12年上半期考課状では、資本金の記載がなくなり、「損益勘定」の実体は、利益処分計算の内容だけになる。つまり、今日の「利益金処分計算書」に相当するものとなった。すなわち、次のとおりである。

明治12年上半期損益勘定(考課状第10)
製紙会社

一、金壹万貳千四百九拾七円五拾九銭	利益金
一、金六円九拾六銭壹厘	前期繰越金
合計金壹万貳千五百円五拾五銭壹厘	
此ノ配当左ノ如シ	
金壹千貳百五拾円	第一準備金
金貳千五百円	第二準備金
金六千八百八拾円(四朱四厘余)	株主配当金
資本金貳拾六万壹千六百元繰越割賦金四万五千貳百参拾七円壹銭六厘合計金参拾万六千八百参拾七円壹銭六厘ニ対シ六千八百八拾円年百分ノ四四八余ノ利益ニ当ル	
金壹千参百円	役員職工賞与金
金五百六拾円	役員慰勞及賞与手当
金四百五拾五銭壹厘	拾円未満端数後季へ繰込金

(2) 原始商法実施時以後の状況

明治26年(1893年)上半期までは、もっぱら利益金処分計算を内容とする「損益勘定」が株主に報告されてきたのであるが、明治26

年下半年(自 明治26年7月 至 同 年12月)では、王子製紙株式会社の考課状(第39)として、

「明治26年7月ヨリ12月ニ至ル半年間当社ニ於ル實際ノ諸件ヲ纂輯」して、「貸借対照表」・「損益計算書」(計算書)・「財産目録」・「利益金配当割合」とともに報告するという商法に準拠した体制をととのえるに至った。

損益計算書は「本社分社損益総計算書」と「本社・分社の損益計算書」とからなっており、その内容は、素朴な形ではあるが、当時としてみれば、なかなかよくととのったもので、今日のいわゆる単一区分損益計算書であり、損益計算書・処分可能利益計算および利益処分計算を網羅した英国型の「完全結合計算書」ではない。ここでは、損益総計算書の実況を示しておく。

本社 分社 損益総計算書	
益	
一、金貳拾九万四千三百貳拾壹円六拾銭七厘	製品代金
一、金參千參百參拾壹円參拾壹銭	雑収入金
一、金壹万〇參百貳拾九円〇六銭	半成品代金
合金參拾万八千八百八拾壹円九拾七銭七厘	
損	
一、金拾八万六千〇四拾八円九拾九銭壹厘	營業用原料及燃料品消費高
一、金參万五千九百拾五円五拾參銭九厘	役員職工給料
一、金六千〇五拾壹円五拾八銭八厘	修繕費
一、金壹万千貳百貳拾參円參拾壹銭	荷付費及運賃
一、金八百八拾參円六拾五銭	旅費
一、金九百九拾四円九拾銭九厘	地代庫敷及税金

一、金壹万〇六百六拾五円六拾八銭貳厘	支払利息
一、金六千〇貳拾五円五拾六銭四厘	売捌手数料
一、金壹万貳千六百六拾八円參拾八銭四厘	用具代
一、金六千八百八拾六円〇參銭四厘	雜費
小計金貳拾七万六千八百六拾貳円八拾五銭壹厘	
一、金參万千參百拾九円九拾貳銭六厘	益金
合金參拾万八千八百八拾壹円九拾七銭七厘	

貸借対照表も、「本分社合併貸借対照表」と「本社・支社の貸借対照表」とからなっている。損益計算書が、漢数字・縦書の伝統的な形態であるのに反して、貸借対照表は、アラビア数字・横書きの勘定式・固定性配列のものである。ここでは本支社の分を合せた「合併貸借対照表」の実況を紹介する。(7頁上段)

財産目録も、「総財産目録」と「本社・支社の財産目録」とからなりたっている。内容は、資産目録であり、しかも、科目(但し内訳科目の細分と付記が少々あり)と金額のみの記載である。このような資産目録は、原始商法の「動産不動産ノ総目録」という規定と銀行の法定財産目録(内容からいえば総資産目録)の線にそったものである。総財産目録の実況を示す。(7頁下段)

財産目録・貸借対照表ともに、商法規定による時価評価はこれを完全に無視している。「利益金配当割合」は、商法規定の「利益金ノ処分案」にそって作成されたものである。その実況は、8頁左上のとおりである。

日本近代会計成立史論考(4) (久野)

本分社合併貸借対照表
明治廿六年十二月卅一日

貸之部	金額	借之部	金額
地所家作器械	805,852,193	株 金	500,000,000
營業用仕入品	44,714,008	社 債 金	50,000,000
製 成 品	30,182,643	積 立 金	201,030,000
半 紙 用 具	10,320,060	修繕用積立金	64,520,589
抄 紙 用 具	14,509,673	第一国立銀行当座借越	646,451
請 取 手 形	40,814,714	第一国立銀行ヨリ借入金	71,300,000
得意先売掛貸金	28,718,131	三井銀行ヨリ借入金	65,000,000
貸 金	1,887,324	第三十五国立銀行ヨリ借入金	2,950,000
売捌所へ預製品	14,582,989	中泉銀行ヨリ借入金	4,000,000
運送中ノ製品	20,434,980	預 り 金	4,617,011
有 価 証 券	3,205,888	仕 払 手 形	14,222,020
貨幣手許有高	3,442,329	得意先ヨリ手附金	8,734,116
聖書館鉛版預リ保証金	500,000	米 国 貿 易 商 会	1,334,040
気田分社木材伐採方	16,898,011	満年給与金元資	6,050,700
気田分社本釜老個増設費(未決算)	3,498,989	遊 備 金	5,558,662
気田分社木材売却代(同)	2,062,230	気田分社木材売却約定金	8,610,205
		前半季ヨリ繰越益金	1,740,242
		当 半 季 益 金	31,319,126
	1,041,633,162		1,041,633,162

総 財 産 目 録

明治廿六年十二月卅一日

記	金額	合 計
地 所 家 作 器 械		
地 器 所 械	39,030,907	
家 家 作 械	440,949,332	
第三抄紙場新設器械家屋	278,560,389	
本社用水路開鑿費及用水樋	1,338,378	
什 器	45,459,354	
	513,833	805,852,193
營 業 用 仕 入 品	44,714,008	
製 成 品	50,617,623	
半 紙 用 具	10,329,060	
抄 紙 用 具	14,509,673	
売 捌 所 預 製 品	14,582,989	
売 掛 製 品 代	28,718,131	
請 取 へ キ 手 形	40,814,714	
有 価 証 券	3,205,888	
気 田 伐 採 方	16,898,011	
貸 金	1,887,324	
木 材 売 却 代 (気田)	2,062,230	
手 許 有 金	3,442,329	
聖書館鉛版預保証金(横浜)	500,000	
本釜増設貸(気田)	3,498,989	
		235,780,969
		1,041,633,162

明治廿六年後半季利益金配当割合	
一、金参万千参百拾九円拾貳銭六厘	
	当季益金
一、金千七百四拾貳円貳拾四銭貳厘	
	前季繰越益金
合金参万参千〇五拾九円参拾六銭八厘	
此配当	
一、金五千円	積金
一、金参千百参拾壹円	賞与金
一、金貳万貳千五百円	株主配当金
	但一株(五拾円)金貳円
	貳拾五銭即年九分
一、金貳千四百貳拾八円参拾六銭八厘	
	後季繰込益金
合金参万参千〇五拾九円参拾六銭八厘	

爾後の変更につき主要なものを編年体で列挙する。

(イ) 明治27年下半年に、「本分社総財産目録」を「本分社合併総財産目録」と名称を変更。また「利益金配当割合」を「利益金分配割合」と名称を変更。

(ロ) 明治28年下半年に、「本社支社総損益計算書」を「総損益計算書」と名称を変更。また「本分社合併総財産目録」を「本分社合併財産目録」と名称を変更。

(ハ) 明治29年下半年に、「利益金分配割合」を「利益金分配案」と名称を変更。これは、単なる名称の変更にとどまらぬ。利益処分が株主総会の専管事項であるとする明確な認識に到達したわけである。

(ニ) 明治30年上半年に、「利益金分配案」を「利益分配案」と名称を変更。

(ホ) 明治31年上半年に、「利益分配案」を「利益配当決議」と名称を変更。

(ヘ) 明治31年下半年に、貸借対照表の様式が変更され、縦書・漢数字となり、「負債之部」・「資産之部」という見出しがつく。財産目録の様式も縦書・漢数字となる。また、貸借対照表・財産目録については、各事務所ごと

のものは廃止された。ただし、損益計算書は、各事務所単位のものに従前どおり作成されている。損益計算書の見出しは「収入之部」・「支出之部」となる。

(ト) 明治32年上半年に、各事業所単位の損益計算書を廃止した。そこで、財務諸表(財産目録をふくめ)は、すべて合併したもののみとなった。また、「利益配当決議」を「積立金及利益配当決議」と名称を変更し、かつ、財務諸表からは完全に切離した別個の書類とした。「積立金」という概念が追加されたのは、明治23年商法第218条で「利息又ハ配当金ノ分配案」とあったものが明治32年改正商法第190条第5号で「準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」と改められたためである。

(チ) 明治33年上半年に、「積立金及利益配当決議」を「利益金処分案」と名称を変更。ただし、「積立金」という概念が除かれていることは重大である。

(リ) 明治35年上半年に、「損益計算書」を「損益計算表」と名称を変更。

(ル) 明治35年下半年に、「損益計算表」を「損益決算表」と名称を変更。

(レ) 明治36年上半年に、財産目録に「負債ノ部」と「資産ノ部」とを開設した。科目と金額のみのものではあるが、財産目録らしい体裁がととのった。なお、積立金を「負債ノ部」に記載しているが、資本金はのせていない。また、「損益計算表」という名称にもどした。

(ロ) 明治36年下半年に、財産目録につき、「内記明細書」を作った。ただし、考課状では報告を省略。

(リ) 明治38年下半年に、「利益金処分案」を「利益金配当案」と名称を変更。さらに明治42年上半年に再び「利益金処分案」にもどった。

(ル) 明治39年下半年に、財産目録の「負債之部」に株金が追載された。この結果、財産目録と貸借対照表とは、実質的・形式的に同じものとなった。このようなケースは、昭和

14・5年頃にも実例がある。

第4例 倉敷紡績所（倉敷紡績株式会社）の「損益勘定制」・「原綿時価評価替制」の変遷

倉敷紡績所は、「明治二十三年一月一日ヨリ六月三十日ニ至ル六ヶ月間当所ニ於ケル事業ノ概況ヲ報道スル事左ノ如シ」として明治23年（1890年）上半期考課状を株主に提出したが、その決算報告書は、次のような体系のものであった。

○資産負債之事 ○損益勘定之事

○利益金分配之事

「資産負債之事」は「借方・当所負債義務ニ属スル分」、「貸方・当所資産権利ニ属スル分」とするタイトルのもので、形式上からみれば、英国式の貸借対照表であった。また、報告項目については、株主勘定・借入金勘定・他店勘定・所有物勘定等の大科目とその内訳小科目とからなるものであり、当時の諸会社でよくみられた形式のものであった。その実況は、次のとおりである。

資産負債之事	
借方	当所負債義務ニ属スル分
	株主勘定
一金拾五万円	株金
一金四百七拾五円	準備金
一金貳百拾貳円五錢三厘	前半期配当未払金
一金百〇五円拾三錢六厘	前半期繰越金
一金壹万壹千八百九拾九円八拾壹錢壹厘	当半期純益金
小計金拾六万貳千六百九拾貳円	
	借入金勘定
一金貳万三千三百円	借入金
一金三千三百五拾壹円五拾四錢	未払金
小計金貳万六千六百五拾壹円五拾四錢	
	他店勘定
一金貳千円	証拠金

合計金拾九万壹千三百四拾三円五拾四錢	
貸方	当所資産権利ニ属スル分
	所有物勘定
一金八万貳千七百円六拾三錢三厘	
	器械費
一金壹万四千貳円五錢八厘	煉瓦石造建物
一金六千貳百三拾八円四拾七錢七厘	
	木造建物
一金貳千三百四拾四円四拾錢貳厘	
	用地費
小計金拾万六千三百五拾六円貳拾三錢三厘	
	他店勘定
一金貳万七千三百四拾五円五拾四錢八厘	
	売掛金
一金三千六百五円貳錢六厘	受取手形
一金拾七円九拾九錢	立替運賃
小計金三万九百六拾八円五拾六錢四厘	
	預け金勘定
一金百五拾円	預け金
	創業入費勘定
一金壹万四百三拾九円六拾錢貳厘	
	創業入費
	金銀勘定
一金五千四百壹円貳拾五錢六厘	雜貨
	現在品勘定
一金壹万四拾七円九拾六錢八厘	繰綿
此量目八千七百拾八貫五百三拾四匁目	
一金壹万四千九百八拾壹円五拾七錢五厘	洋製糸
此量目九千四百貳拾貫目	
一金七千六百貳拾六円六拾錢	和製糸
此量目五千拾貳貫八百匁目	
一金壹千七百貳拾貳円九拾四錢	落綿
此量目三千六百四拾壹貫貳百七拾目	
一金百九拾貳円九拾貳錢三厘	糸屑油綿
此量目壹千三百五拾七貫九百七拾五匁目	
一金貳千八百拾五円貳拾九錢	工場仕掛物残高
此量目貳千四百三拾貫六百三拾壹匁目	

一金六百四拾円五拾八銭九厘 製造要品
 小計金三万八千貳拾七円八拾八銭五厘
 合計金拾九万三千三百四拾三円五拾四銭

「利益金分配之事」は、利益処分計算を内容としたもので、その実況は、次のとおりである。

利益金分配之事
 一金壹万千八百九拾九円八十壹銭壹厘
 当期利益金
 一金百〇五円拾三銭六厘 前期繰越金
 計 金壹万貳千〇〇四円九拾四銭七厘
 内
 金壹千八百九拾九円九拾八銭壹厘 準備金
 金壹千八百九拾九円九拾八銭壹厘 役員交
 際費及賞与配当金
 金五拾九円四十九銭九厘 発起者報酬金
 金九千三百七十五円 割賦金
 但シ一株五十円ニ付三円十二銭五厘則年々
 割貳歩五厘ニ当ル
 金百九十円四十八銭六厘 後期繰越金

明治26年（1893年）7月の商法実施の以前では、おおむね「英国型完全結合計算書」が一般であったから利益処分計算がこのように分離・独立した決算報告書の体系は、とくに注目に値する。

さらに、「損益勘定之事」という会計報告書を見るのに、極めて特徴的な会計処理がなされている。著者がとくに「損益四勘定制」と名づけたものである。その実況は、次のとおりである。

損益勘定之事
 製造場勘定
 一金八万五千六百五十七円五十銭
 洋製糸出来高
 此量目四万八千九十三貫六百目
 一金六万貳千四百五十七円八十六銭貳厘
 和製糸出来高

此量目三万六千三百三十四貫四百目
 一金貳千八百十円五十四銭八厘

落綿出来高

此量目五千四百六十三貫五百九十目
 一金四百十五円五十一銭五厘 糸屑油綿
 出来高

此量目貳千六百三十七貫六百九十目
 一金貳千八百十五円貳十九銭 工場仕掛
 物残高

此量目貳千四百三拾貫六百三十壹匁目
 合計金十五万四千五百五十六円七十一銭五厘
 内

金十一万七千四百二十貳円七十四銭八厘
 繰綿消費高

此量目九万七千七百一貫三百四十五匁目
 金三千三百五十四円九十五銭三厘

前期仕掛物越高

此量目二千五百五十五貫八百九十五匁目
 合計金十二万七千七百七十七円七十銭一厘
 差引金三万三千三百七十九円一銭四厘

製造利益

市価昂低損益勘定

繰綿之部
 一金一万〇四十七円九十六銭八厘

繰綿現在高時価

此量目八千八百十七貫五百三十四匁目
 此処

金壹万六拾八円七拾壹銭 原 価
 差引金貳拾円七拾四銭二厘 下落損亡

売揚勘定

洋総製糸之部
 一金七万五千貳百拾四円七銭七厘

売揚高

一金壹万四千九百八拾壹円五拾七銭五厘
 現在品

小計金九万九千九拾五円六拾五銭貳厘
 此処

金九万五千五百七拾三円九拾三銭三厘
 原 価

差引金壹千三百七拾八円貳拾八錢一厘	売捌損亡
和総製糸之部	
一金五万六千七百七拾一円貳拾五錢二厘	売揚高
一金七千六百貳拾六円六拾錢	現在品
小計金六万三千七百九拾七円八拾五錢二厘	
此処	
金六万四千五百貳拾六円四拾八錢二厘	原 価
差引金七百貳拾八円六拾三錢	売捌損亡
落綿之部	
一金九百拾七円二拾四錢二厘	売揚高
一金壹千七百貳拾円九拾四錢	現在品
小計金貳千六百四拾円拾八錢二厘	
此処	
金三千二百二十一円十五錢七厘	原 価
差引金四百八十円九十七錢五厘	売捌損亡
糸屑油綿之部	
一金貳百五拾六円四拾四錢四厘	売揚高
一金百九拾貳円九拾貳錢三厘	現在品
小計金四百四拾九円三拾六錢七厘	
此処	
金四百八拾壹円三拾九錢貳厘	原 価
差引金 三拾貳円貳錢五厘	売捌損亡
損益差引	
金貳千六百拾九円九拾壹錢一厘	売捌損亡
総損益勘定	
収入之部	
一金三万三千三百七拾九円壹錢四厘	製造利益
一金四百拾三円拾四錢八厘	雑収入
一金拾八円九拾五錢	株券書換手数料
合計金三万三千八百拾壹円拾壹錢貳厘	
支出之部	
一金壹千四百七拾六円貳錢六厘	利 子
一金貳千六百拾九円九拾壹錢壹厘	売捌損亡

一金貳拾円七拾四錢貳厘	下落損亡
一金八百六拾円五拾三錢四厘	直 引
一金壹万六千九百三拾四円八錢八厘	営業実費
内訳……（省略）	
合計金貳万九千九百拾壹円三拾錢壹厘	
収支差引	
金壹万八千八百九拾九円八拾壹錢壹厘	当期間純利益金

この「損益勘定之事」という名称の報告書は、いうまでもなく「損益計算書」であるが、その構成には特色があり、「製造場勘定」・「市価昂低損益勘定」・「売揚勘定」・「損益勘定」からなる四勘定制を採用している。

まず、「市価昂低損益勘定」では、「繰綿」つまり原綿について時価の騰落を考慮してその「下落損亡」を計上しているが、これはいわゆる「低価法」という伝統的なルールを適用したものではない。このことは爾後の決算で「時価騰貴利益」なる未実現の評価益を計上しているところからみて明らかである。原綿について海外相場の変動を斟酌してスペキュレーションを行なうことが重要な業務の一つと考えられていたのであり、その考え方が損益計算に忠実に反映しているのである。

次に問題になるのは、「製造場勘定」と、「製造利益」との解釈である。

この損益計算書では、11,899円81銭1厘の当期純利益を報告しているが、売上損益計算においては、洋総製糸をはじめ各製品すべて「売捌損亡」を計上しており、1万円を超える「営業実費」その他の費用をカバーしてなおかつ当期純利益を計上したゆえんは、3万円を超える製造利益が計上されているからである。

製造場勘定と売揚勘定（洋総製糸之部）とを、解析の便宜上、勘定口座の形式になおして示すと、次のようになる。

製 造 場 a/c

前期仕掛物繰越高	3,354,953	洋製糸出来高	85,657,500
繰綿消費高	117,422,748	和製糸出来高	62,457,862
(製造利益)	33,379,014	落綿出来高	2,810,548
		糸屑油綿出来高	415,515
		次期仕掛物繰越高	2,815,290
	154,156,715		154,156,715

売 揚 a/c (洋製糸部)

原 価	91,573,933	売 揚 高	75,214,077
		現 在 品	14,981,575
		(売捌損亡)	1,378,281
	91,573,933		91,573,933

紡績業の会計にみられる「製造勘定」は、普通、次のような簿記手続によるわけである。すなわち、決算期末（もしくは月末）に、仕掛品繰越高を製造勘定の借方に振替え、費消した原綿金額を製造勘定の借方に振替える。また、次期へ繰越す仕掛品残高について製造勘定の貸方に振替えれば、この勘定口座の残高が製綿糸出来高となってバランスがとれる。また、屑綿を区別するならば、この勘定の貸方に、屑綿と製綿との出来高が示される。最も単純化して製造勘定の構造を示すと、次のとおりである。

製 造 a/c

前期仕掛品	×××	製綿糸出来高	×××
原綿消費高	×××	仕掛品次期繰越高	×××
	×××		×××

この「製造勘定」と、前出の「製造場勘定」とを比較してみると、あるいは後出の統計資料をみると、「製造利益」の実体がはっきり

してくる。すなわち、明治35年（1902年）下半期までの時期では、収益の認識・計上につき、「販売基準」（trading basis）によらず、「完成基準」（製造完成の段階）によっていたのではないかということ、これである。ここで、その是非につき論ずるつもりはない。

このように、製品の完成の段階で利益の計上を行なう場合では、その評価価額の決定いかんにもよるが、その価額が時価相場に近い場合には、売却による実現利益は、極めて少なくなるか、あるいは、逆に、「売上損失」の計上のケースが予測できる。この推論を裏書きするに足る事実がある。すなわち、明治35年下半期までの決算状況をみると、常に相当額の「製造利益」を計上しているのに対して、実現利益である「売捌利益」を計上した時期は割合に少なく、逆に、「売捌損亡」を計上した時期は割合に多い。しかも、それらの金額は、共に「製造利益」よりはるかに小額なのである。その実況は、次のとおりである。

明治	期	製造利益	売捌損亡	売捌利益
23	上	33,379,014	2,619,011	
	下	31,756,675	3,377,088	
24	上			
	下			
25	上	40,167,446		110,088
	下	34,907,044		1,566,913
26	上	32,873,566	291,985	
	下			
27	上			
	下	67,349,753	3,355,165	
28	上	78,043,540	633,895	
	下	89,432,553	578,248	
29	上	104,994,788	2,284,946	
	下	145,942,811	4,446,585	
30	上	160,300,617	3,042,199	
	下	134,030,072	5,484,040	
31	上	160,789,137		3,340,763
	下	129,170,711		
32	上	147,934,265		3,013,184
	下	175,113,027	3,940,972	
33	上	63,142,564	11,313,037	
	下	82,912,109		5,158,870
34	上	136,396,370		5,284,435
	下	169,808,354		3,663,569
35	上			
	下	121,055,330		3,143,586

（空欄は不明）

明治36年（1903年）上期決算時より、「損益四勘定制」は全廃された。また、「市価昂低損益勘定」の廃止にともない、繰綿（原綿）^(注)を時価で評価替をする「原綿時価評価替制」もまた廃止されるに至った。

（注）「原綿時価評価替制」について付言する。

当時のとくに中小の紡績業者は、原綿の加工業者というよりも、むしろ、一種の投機者としての性格をおびていたようである。

損益計算書の実況を示すと、次のとおりであった。

損益計算	
収入之部	
一金八拾七万参千四百四拾八円七拾六銭	
六厘	製糸
一金壹万貳百七拾九円参拾七銭五厘	
	落綿糸屑
一金参千貳百貳拾壹円四拾貳銭貳厘	
	雑収入

一金拾七円六拾銭	株券書換料
一金五千四百貳拾参円六拾壹銭	
	孟買綿運賃割戻金
一金壹万貳千七百九拾六円七拾参銭五厘	
	工場仕掛物後期繰越
合計金九拾万五千八百八拾七円五拾銭八厘	
	支出之部
一金七拾壹万参千五百五拾六円四拾九銭八厘	
	消費繰綿
一金壹万五千参百参拾壹円拾銭貳厘	
	工場仕掛物前期ヨリ繰越
一金五千六百六拾四円六拾壹銭九厘	
	利子
一金参千六拾円	社債利子
一金壹千五百八円七拾壹銭	割引料
一金拾貳万九千九百拾七円拾八銭六厘	
	営業実費
	（内記……省略）
合計金八拾八万参千貳百六拾五円六銭三厘	
収支差引金貳万九千九百貳拾貳円四拾四銭五厘	
	当期利益金

第5例 東京大坂株式取引所・明治11年下半期の「資産負債一覧表」と「利益金割合報告」

明治13年（1880年）1月、銀行課長大蔵少書記官の岩崎小二郎は、大蔵卿大隈重信に対して「銀行課第一次報告」を提出したが、その第17款「株式取引所ノ事」の一部に、明治11年12月31日付と同じく12年6月30日付の「東京大坂株式取引所資産負債一覧表」ならびに、明治11年下半期と同じく12年上半年期の「東京大坂株式取引所利益金割合報告」を資料として掲示している。前者は「貸借対照表」に相当する会計報告書であり、後者は「英国型完全結合計算書」つまり、損益計算の領域からはじまって利益金処分計算領域を網羅した会計報告書である。このような財務諸表体系が当時最もポピュラーなものであったとい

う事実についてはすでに再三のべた。

なお、東京・大阪の株式取引所の開設については、明治7年10月13日太政官第107号により次の布達がなされている。

第107号

従前民間ニ於テ諸株式等売買ニ付一定ノ方法無之候処此度株式取引所ノ方法ヲ制定シ普ク令ニ頒布ニ候尤取引所創立ノ場所ハ東京大阪ニ於テヶ所ツツ取設候筈右取引商売致シ度者共ハ別冊株式条例ニ照準シ管轄庁ヲ経テ大蔵省ヘ可ニ願出ニ此旨布告候事
 明治7年10月13日 太政大臣三条実美

この「株式条例」は、「株式取引所創立ノ規則」(第1条より第7条)、「肝煎ノ規則」(第

8条より第12条)、「株主並株手形譲渡ノ規則」(第13条)、「社員ノ規則」(第14条より第17条)、その他で全37条よりなるものであった。

国立銀行をはじめとして、当時、大蔵省の直接監督指導の下にあった事業の会計および会計報告は、おおむね、高いレベルに達していた。一般の企業の場合とは比較にならないくらいである。

この『個別調査研究』では、その一典型として、株式取引所の明治11年6月30日の決算貸借対照表に相当する前掲の会計報告書と、この会計期間に相当の「明治11年下半季利益金割合報告」とを掲げて参考に供する。

とくに、財務諸表の体系と様式、費用計上による減価償却制の実施と償却金額あるいはアラビア数字の採用等に注目されたい。

東京大阪株式取引所資産負債一覧表

明治十一年十二月卅一日

摘 要	金 額		総 計	摘 要	金 額		総 計
	東 京	大 坂			東 京	大 坂	
政府ヨリ借				政府へ貸			
当半期末納税金	1,733,342	1,041,642	2,772,984	秩禄公債証書	66,850,000		66,850,000
証券印紙売捌未済手数料	40,580		40,580	起業公債証書	70,720,000	151,472,550	222,192,550
株主ヨリ借				新公債証書		5,580,000	5,580,000
株 金	200,000,000	200,000,000	400,000,000	金禄公債証書		13,737,310	13,737,310
仲買人ヨリ借				仲買人へ貸			
身 元 金	7,000,000	9,800,000	16,800,000	仲買人へ貸			
本 証 拠 金	86,872,000	20,492,000	107,364,000	売買勘定立換金	1,799,660	1,018,950	2,818,610
追 証 拠 金	908,500	160,000	1,068,500	第一国立銀行へ貸			
本証拠代用起業公債証書		19,860,000	19,860,000	保護預金	85,940,000	15,510,458	101,450,458
追記拠代用起業公債証書		340,000	340,000	約定預金	7,000,000		7,000,000
三井銀行ヨリ借				定期預金	9,100,000	20,000,000	29,100,000
約定預ヶ合起業公債損益勘定		74,740,000	74,740,000	通知預金	56,000,000	9,000,000	65,000,000
当半期利益金	11,225,039	6,966,364	18,191,409	当座預金	570,000		570,000
起業公債証書利息				三井銀行へ貸			
12年前半期ノ分	2,486,250		2,486,250	約定預ヶ合金		75,000,000	75,000,000
				補正勘定			

日本近代会計成立史論考（４）（久野）

					預金未収利息		799,000	799,000
					取引所所有物			
					建 物	6,328,812		6,328,812
					什 器	1,144,083	401,359	1,545,442
					創業入費	1,834,813	4,227,786	6,062,599
					雑 勘 定	699,700		699,700
					金銀有高			
					現 金	2,283,643	16,452,593	18,736,236
					証券金代用起業公債証券		20,200,000	20,200,000
総 計	310,265,711	333,400,016	643,665,717	総 計	310,265,711	333,400,016	643,665,717	

東京大阪株式取引所利益金割合報告
明治十一年下半期

摘 要	金 額		総 計	摘 要	金 額		総 計
	東 京	大 坂			東 京	大 坂	
総 益 金				税 金			
売買手数料	10,980,570	3,930,290	14,910,860	当 半 期 納 税	1,738,342	1,041,642	2,779,984
株式書換手数料	44,500	33,800	78,300	諸 費			
公債証券利息	6,160,170	5,653,330	11,813,500	給 料	2,438,948	1,610,317	4,049,265
約定預金利息	95,200	625,000	720,200	営 繕	82,883		82,883
定期預金利息	198,700	120,000	318,700	旅 費		49,000	49,000
通知預金利息	662,794	54,000	716,794	家 賃		70,000	70,000
当座預金利息	148,698		148,698	証 券 印 紙 代	1,034,450		1,034,450
雑 益	115,700		115,700	雑 費	1,886,670	679,097	2,565,767
				諸償却金			
				建 物	508,705		508,705
				什 器	92,033	1,359	93,392
				創 業 入 費	147,598	127,786	275,384
				役員賞与金	1,470,000	1,025,000	2,495,000
				純 益 金			
				積 立 金			
				割 賦 金	9,000,000	5,000,000	14,000,000
				後半期へ繰込高	6,703	812,219	818,922
総 計	18,406,332	10,416,420	28,822,752	総 計	18,406,332	10,416,420	28,822,752

資産負債表について、とくに興味のある点を列挙しておく。

(イ) 大科目が、「……ヨリ借」・「……へ貸」となっており、とくに、資本金が、「株主ヨリ借・株金」されている点。

(ロ) 公債（有価証券勘定）が「政府へ貸」という大科目で統一されている点。

(ハ) 預金が「第一国立銀行へ貸」という大科目で統一されている点。

(ニ) 補正勘定という大科目のもとに、預金の未収利息が資産計上されている点。

(ホ) 英国式の様式を採用している点。

補正勘定による損益決算整理の体制は、国立銀行では、すでに、明治13年1月の「銀行課第一次報告」の第7款「資産負債ノ事」にはじまっており、次掲のような記事がある。銀行「補正勘定」の経緯については、第2章の第5節を参照されたい。

補正勘定ナル者ハ半期決算ノ時ニ限り一時之ヲ設スル者ナリ仮令ヘハ六月三十日ニ於テ定期預金ノ満期ニ当リ其元利ヲ返済スヘキニ實際ノ都合ニ依リ未タ之カ仕払ヲナサズト雖モ其利息ノミハ仮ニ仕払ヒシモノトナシ貸方利息勘定ニ現ハレ借方ニ於テ補正勘定ノ目ヲ設ケ其金額ヲ記入スルナリ又貸方ニ該勘定ノ設ケアルハ後半季ニ於テ収ムヘキ公債証券利息ノ内秩禄公債ノ如キ後半季ニ於テ利息ノ交付アルモノ其前半季ニ於テ利息ノ交付アルモノ其前半季中ノ月割ニ依ル金員ヲ予メ収納セシモノトナシ仮ニ借方利息勘定ニ掲ケ以テ前後両季ノ利益ヲ平均ナラシムルモノナリ

なお、「補正勘定」という名称は、この時にはじめて用いられたものである。下野直太郎博士がその著書『単複貸借収支簿記会計法』の74頁で、「補正とは補充訂正の義にして嘗て国立銀行時代大蔵省銀行局にて鑄造」した

用語であるとのべておられるのは、この事実を指す。

第6例 国立銀行統一財務諸表制とその実例（明治13年上半季「第四国立銀行」）

明治6年（1873年）に創業の国立銀行の簿記組織の確立とその発展については、すでに別章で詳述した。ここでは、とくに会計報告制度の側面から、全国的規模で財務諸表制が統一されていた事情と、実際に作成された財務諸表の実例を掲示して参考に供する。

統一化された決算財務諸表が作成・公開されるようになったいきさつについて、明治13年1月銀行課長大蔵少書記官岩崎小二郎が大蔵卿大隈重信に提示した「銀行課第1次報告」の第7款「資産負債ノ事」で次のようにのべている。また細密な統計データが、「第2次報告」（明治14年4月、大蔵卿佐野常民あて）の附録にみえている。

国立銀行ノ資産負債損益ノ諸勘定ハ一定ノ法式ニ従ヒ同一ノ日付ヲ以テ各其本支店ヨリ毎月及毎半季ニ於テ明細之ヲ大蔵省ニ報告シ且其半季利益金ノ割合ハ株主ノ議決ヲ經テ大蔵卿閣下ノ認可ヲ得更ニ其資産負債ノ計算ト共ニ世上ニ公示スルモノトス夫レ出納ノ実況ヲ秘密ニシテ世人ヲシテ其貸借如何ヲ知ラシムルヲ欲セサルハ我国旧來ノ陋習ニシテ公同ノ銀行亦未タ此弊ヲ脱スルヲ得ス今国立銀行ノ其実況ヲ公示スレハ或ハ以テ此陋習ヲ破却スルノ一助トナシ得ヘク人民ニ在テハ之ニ頼テ銀行ノ勘定ヲ知り以テ予メ其損害ヲ防クヲ得ヘク銀行ニ在テハ頼テ以テ世上ノ疑惑ヲ解クヲ得ヘシ

「資産負債表」（あるいは「半季實際報告」）と「利益金割合報告」の実例として、ここでは、明治13年（1880年）上半季の第四国立銀行のケースを掲示しておく。なお、いうまでもないが、「半季實際報告」とあるのは貸借対照表のことであり、「上半季利益金割合報告」

日本近代会計成立史論考(4) (久野)

とあるのは英国型完全結合計算書つまり損益計算から利益処分計算までを網羅したものである。

なお、若干の点については付言しておく。

(イ) 半季実際報告

- (1) 様式は英国式の貸借対照表で、借方に負債と資本、貸方に資産を掲示している。
- (2) 「政府ヨリ借・貸」・「人民ヨリ借・貸」あるいは「株主ヨリ借」(株金と積立金)のような一見して風変りな名称は、当時大蔵省の管掌企業には一般にみられたものである。例えば、別項で紹介した東京・大坂株式取引所や洋銀取引所の場合も同じである。
- (3) 補正勘定とあるのは、この実例の場合

では未収利息である。損益計算の発生主義的処理がみられる。^(注)

(ロ) 上半季利益金割合報告

- (1) 「純益金」とあるのは、その構造上からみると、前半季繰越高が借方項目として掲示されているので、いわゆる「当時純利益」ではなく「期末処分可能利益」である。
- (2) 「所有物消却」つまり「固定資産減価償却費」が貸方に費用計上してある。
- (3) 明治13年7月7日という日付は、おそらく株主総会開催日であろう。

(注) 補正勘定による決算整理の方式については、第6例の末尾をみよ。

第四国立銀行半季実際報告

借方

貸方

摘 要	金 額	総 計	摘 要	金 額	総 計
	円	円		円	円
政府ヨリ借			政府へ貸		
御用預金			紙幣抵当公債証書	239,049,309	
御用振出手形	112,885,510		240,045,000		
御用当座預金	94,115,661		諸公債証書	253,027,839	492,077,148
御用仕払銀行手形	29,609,978	236,611,149	759,951,135		
人民ヨリ借			人民へ貸		
発行紙幣受取高			貸付金	253,027,000	
240,000,000			期限過貸付金	1,730,000	
内手許有高			滞貸付金		
611,000	239,389,000		当座預金貸越	66,497,157	
定期預金	119,760,965		当所割引手形	12,200,000	
当座預金	92,567,074		当所代金取立手形		
振出手形	36,098,150		諸買入元金	21,257,088	358,559,245
他取代金取立手形			他店へ貸		49,769,789
仕払銀行手形	24,768,117		補正勘定		11,605,182
別段預金	11,022,261		銀行所有物		
約定預金	5,109,098	528,714,665	質物流入		
他店ヨリ借		18,682,811	地所	4,200,000	
補正勘定			家作土蔵	4,700,000	
株主ヨリ借			什器	600,000	9,500,000
株金	300,000,000		雑勘定		525,341

積立金	29,000,000	329,000,000	御用預金				
損益勘定			金貨	1,630,000			
当半季利益金	37,257,156		銀貨	3,110,050			
前半季繰込高	4,273,609	41,530,765	紙幣	212,212,000			
前半季繰込滞貸準備			他店紙幣	5,754,000			
			他店切手				
			銅貨	1,662,420	224,368,470		
			外国貨幣並地金銀		8,138,218	232,502,688	
		1,154,539,390				1,154,539,390	

明治13年6月30日 新潟第四国立銀行頭取 八木 周直 印
同 支配人 白勢彦治郎

第四国立銀行明治13年上半年利益金割合報告

借方

貸方

摘要	金額	總計	摘要	金額	總計
總益金	円	円	損失並ニ諸費	円	円
貸付金利息	21,181,443		預金利息	7,270,548	
諸公債証書利息	17,371,217		手数料	1,321,614	
割引	198,134		交換打歩	18,330	
手数料	7,197,307		給料	2,582,117	
諸公債証書売買益	5,116,807		旅費	302,950	
地金銀売買益			諸稅		
交換打歩	1,417,482	52,482,388	營繕	78,948	
庫數			諸損	26,197	
雜益			雜費	2,557,919	
前半季繰越高		4,273,609	諸公債証書売買損	1,009,109	
前半季繰越高滞貸準備			庫數	57,500	15,225,232
			銀行稅		840,000
			所有物消却		800,000
			役員賞与金		3,205,000
			後半季繰込滞貸準備		
			純益金		
			積立金	6,000,000	
			割賦金百円ニ付8円50錢ノ割	25,500,000	
			後半季繰込高	5,185,765	36,685,765
		56,755,997			56,755,997

明治13年7月7日 第四国立銀行頭取 八木 周直 印
同 支配人 白勢彦治郎

各国立銀行に開設された当時の「資産」・「負債」の貸借対照表科目について、「銀行課第2次報告」の統計データから推して網羅的に示すと、次のとおりである。

摘要欄の大科目と内訳科目は、次のとおりである。

借方摘要欄

- 政府勘定
- 御用預金
- 同当座預金
- 同定期預金
- 同約定預金
- 同別段預金
- 御用仕払銀行手形
- 同振出手形
- 旧貨幣並損札替元
- 上納未済銀行税
- 拝借金
 - 人民勘定
- 発行紙幣流通高
- 定期預金
- 当座預金
- 約定預金
- 別段預金
- 貯蔵預金
- 通知預金
- 他所代金取立手形
- 振出手形
- 仕払銀行手形
- 預代金取立手形
- 借入金
 - 他店勘定
 - 損益勘定
- 当半季利益金
- 前半季繰越金
- 前半季滞貸準備
 - 株主勘定
- 株 金
- 積立金
- 仕払未済割賦金
- 洋銀券積立金
- 別段積立金
- 増株募集金
- 株主臨時剰金

貸方摘要欄

- 政府勘定
- 紙幣抵当公債証書
- 諸公債証書
- 御用貸付金
- 御用当座貸越
- 減株紙幣交換元
 - 人民勘定
- 貸付金
- 期限過貸付金
- 滞貸付金
- 当座預金貸越
- 当所割引手形
- 当所代金取立手形
- 荷為換手形
- 拒却手形
- 受合手形
- 預 金
- 逕送金
- 諸買入元金
 - 他店勘定
 - 出張所勘定
 - 補正勘定
 - 差金勘定
 - 創業入費
 - 雑勘定
 - 所有物勘定
- 質物流込
- 地所家屋土蔵什器
 - 金銀勘定
- 御用預金
- 金 貨
- 銀 貨
- 銅 貨
- 紙 幣
- 他店紙幣
- 他店切手
- 韓 錢
- 外国貨幣並地金銀

また、「銀行局第4次報告」(皇 明治14年7月、至 同 15年6月)の第19款「損益決算ノ事」で解説されている統計データから推して、当時の「利益金割合報告」の報告項目の体系と内容を示すと、次のとおりである。

総 益	}	利息	}	利息
		公債利息		手数料
		割引及手数料		公債及地金銀売買損
		公債及地金銀売買益		給料旅費
		雑 益		雑費及諸損
差 引	}	前半季滞貸準備	}	銀行税
		前半季繰越		所有物消却・役員賞與其他
純 益	}	積立金	}	
		割賦金		
		後半期繰込		

なお、内訳科目は次のとおりである。

総益中の「雑益」の内訳科目

交換打歩、庫敷戻入、旅費戻入、雑費戻入、諸損戻入等

損失中の「雑費及諸損」の内訳科目

交換打歩、庫敷、印紙界紙買入、営業費等

損失中の所有物消却役員賞与「其他」

創業入費、滞貸準備等

純益金中の積立金

別段積立金、建築積立金等

第7例 日本生命保険株式会社の決算報告書制の展開

(1) 明治38年以前の状況

日本生命保険株式会社は、明治31年(1898年)1月29日付の「第一回総決算報告書」を作成して株主総会に提出した。この報告書は、「明治二十二年九月二十日ヨリ 同三十年十二月三十一日ニ至ル満八年四ヶ月間ニ於ケル当会社諸勘定ノ要領ヲ通計シ」たものであった。

その第二款、「資産及ヒ責任」というタイトルの報告書は、貸借対照表に相当するものであり、また、第三款、「収入及ヒ支出」というタイトルのものは、前段が損益計算書で

その後段に利益処分計算をふくむ結合計算書である。その実況は、次のとおりであった。

資産及ヒ責任	
資 産	
一金拾八万円	払込未済金
一金貳拾七万六千貳百四拾七円九拾五銭四厘	国債証券
一金七万六拾五円	地方債証券
一金貳拾三万八千円	社債証券
一金五万千参百六拾八円	諸株券
一金拾万五千元	定期預ケ金
一金五拾参万九千参百六拾八円八拾貳銭	当座預ケ金
一金壹万九千貳百貳拾円七拾七銭九厘	仮払金
一金七千参百四円六拾八銭四厘	支社勘定
一金七千八百四拾貳円四拾四銭参厘	出張所勘定
一金参万五百参円六拾壹銭	代理店勘定
一金四万参千九百四拾八円九拾銭八厘	本社新築費
一金拾四万九百貳拾壹円参拾四銭	地所建物
一金九百九拾円八拾四銭参厘	什器
一金五百九拾四円五拾貳銭六厘	金銀
計金壹百七拾参万千参百七拾六円九拾銭七厘	
責 任	
一金参拾万円	株金
一金壹万貳千四拾四円	未支払株主配当金
一金五千元	未支払役員賞与金
一金壹千五百貳拾五円五銭	別段預リ金
一金壹万四千五百四拾六円貳拾貳銭四厘	仮預リ金
一金壹千七百九拾参円七拾四銭参厘	役員身元保証額リ金
一金壹百拾貳万五千四百参拾円拾七銭五厘	保険契約責任金
一金拾万七千参百九拾円	翌年へ繰込保険掛金
差引	
金拾六万参千六百四拾七円七拾壹銭五厘	
資産ヨリ責任ヲ控除シタル剰余金	

収入及ヒ支出	
収 入	
一金貳百貳拾七万九千五百拾五円四拾七銭参厘	保険掛金
一金四万八千八百拾五円貳拾七銭八厘	国債証券利息
一金貳万千貳百六円拾貳銭貳厘	地方債証券利息
一金五万参千参百八拾貳円九拾六銭貳厘	社債証券利息
一金貳千五百五円	他会社株券配当金
一金九万七千参百貳拾貳円八拾七銭	諸利息
一金壹千九百貳拾七円参銭四厘	手数料
一金貳万八千五百七拾円壹銭参厘	有価証券売却、償還益
一金五万五千五百拾五円参拾参銭五厘	地所建物売却、評価益
一金六千六百貳拾貳円貳拾四銭四厘	雑益
計金貳百五拾九万四千貳百八拾貳円参拾参銭壹厘	
支 出	
一金六拾壹万六千九拾円	保 險 金
一金貳万七千七百拾壹円六銭参厘	償還保険掛金
一金壹万九千九百九拾八円五拾貳銭	創業入費
一金四拾四万千貳百零円拾参銭九厘	社 債
一金八万六千五百参拾壹円四拾五銭九厘	代理店手数料
一金参千参百貳円貳拾六銭	有価証券減価消却
一金八千参百五拾円	地所建物什器減価消却
一金七万四千四百円	株主配当金
一金参万五千八百拾円	役員賞与金
一金壹百拾貳万四千四百参拾円拾七銭五厘	保険契約責任金
計金貳百四拾参万六百参拾四円六拾壹銭六厘	
差 引	
金拾六万参千六百四拾七円七拾壹銭五厘	
収入ヨリ支出ヲ控除シタル剰余金	

「資産及ヒ責任」・「収入及ヒ支出」と名づけられた財務諸表につき、とくに注目すべき点を列挙する。

(1) 「責任」という分類範疇のものは、いうまでもなく、負債と資本である。

(四) 「資産ヨリ責任ヲ控除シタル剰余金」ないし「収入ヨリ支出ヲ控除シタル剰余金」については後にのべる。

(イ) 「有価証券減価償却」という項目によって、低価法の適用にもとづくと推定しうる有価証券評価損を「支出」に計上している。

(ロ) 「地所建物什器減価消却」という項目で、費用計上による固定資産の償却を実施している。

(ハ) 明治26年7月原始商法実施時の直前・直後の計算書類体系、評価(時価)問題等は会計史上とくに注目すべき勸どころであるが、明治22年から同30年までを総まとめにしてあったため、不明となった。

以上のほか、「資産及ヒ責任」・「収入及ヒ支出」の両報告書の末尾に、示されている「剰余金」163,647円71銭5厘については、第五款「剰余金ノ処分」として、次のように措置している。

当会社ハ創業以来第一次ノ総決算ニ属スルヲ以テ剰余金ノ処分或ハ其ヲ懲ラン事ヲ恐レ慎重ニ意ヲ用イ先ツ其剰余金ヲ生シタル源泉ノ理想的調査ヲナスニ於テモ及ブ可キダケ手ヲ尽クシ……(中略)……漏ナク精算ヲ遂ゲタリシモ是等諸計算ヲ逐一叙述スルハ頗ル繁雜ニ渉ルヲ以テ今其処分ノミヲ示ス左ノ如シ

一金拾六万参千六百四拾七円七拾壹銭五厘
剰余金

内	
金五万円	有価証券減価積立金
金壹万五千壹百円	永続積立金
金壹万四千五百四拾七円七拾壹銭五厘	別段積立金
金五千元	役員恩給基金
金壹万六千元	役員特別賞与金
金参万参千元	被保人配当金
金参万円	株主特別配当金
但壹株ニ付金貳円五拾銭ツツ31年2月1日第3回株金払込ニ充ツルモノトス	

ついで、明治31年(1898年)1月より同38年11月に至る間の「諸勘定ノ要領」ならびに「大決算剰余金及ビ処分ニ関スル報告」を、「第二回大決算報告書」として株主に提示している。その第三款、「収入及ヒ支出」、第四款「資産及ヒ責任」および第五款「剰余金ノ源泉並ニ其処分」の実況をみるのに、体系・構造・様式とも第一回総決算の場合と同じである。ただし、「収入及ヒ支出」という名称の損益計算と利益処分計算とが完全に結合した「英国型完全結合計算書」の中で、次のような報告項目が「支出」の部に掲示されていることを、とくに注目すべきである。

一金参拾七万参千壹百四拾六円七銭	
	財産評価損
金五万八千九拾円七拾八銭三厘	
	国債証券評価損金
金貳万貳千九拾九円六拾貳銭五厘	
	地方債証券評価損金
金五万七千八百拾円九拾銭	
	社債証券評価損金
金拾七万壹千壹百七円九銭壹厘	
	諸株券評価損金
金九千八百八拾貳円参拾壹銭五厘	
	什器減価消却
金五万四千壹百五拾五円参拾五銭六厘	
	不動産減価消却

固定資産(什器と不動産)の減価償(消)却を、費用計上として実施している。ただし、これらの「消却」を有価証券評価損と同列にみなしており、両者をひっくるめて「財産評価損」という大分類費用科目で統一している。つまり「償却」(消却)を「価値測定(評価)の過程」とみているわけである。

(2) 明治39年以後の状況

明治39年1月より同年12月までを通算して第十八回の営業報告書から、同社は、まった

貸借対照表

日本生命保険株式会社

明治39年12月31日

資 産		負 債	
現 金	2,492,927	株 金	300,000,000
銀 行 預 金	1,531,781,129	法 定 準 備 金	75,000,000
貸 付 金	1,414,738,000	責 任 準 備 金	6,777,077,886
有 価 証 券	4,188,723,760	支 払 準 備 金	21,891,870
不 動 産	554,072,000	役 員 恩 給 金	22,529,699
什 器	21,972,374	未 支 払 株 主 配 当 金	504,750
未 収 保 険 料	147,654,190	役 員 身 元 保 証 金	33,830,328
支店,出張所,代理店貸	50,148,501	別 段 預 り 金	1,915,206
仮 払 金	531,150	保 険 契 約 者 配 当 預 り 金	6,182,400
借 家 敷 金	1,100,000	仮 預 り 金	14,532,405
東 京 支 店 新 築 費	21,095,782	利 益	680,845,269
合 計	7,934,309,813		7,934,309,813

く新しい会計報告書の体系を採用することとなった。これは、商法「計算書類」と完全に歩調を合せたものであり、次のとおりであった。

財産目録

貸借対照表

損益計算書

利益処分決議書

財産目録は、「資産」と「負債」の部を区別して各項目を列挙しているが、明細な具体的内容の記述はなく、殆ど科目と金額の記述に終始している。ただし、当時「資産目録」が一般であったのにくらべると、負債の記事のあることは注目すべきであろう。なお、「負債」の部には資本金(株金)や法定準備金等もふくまれており、しかも科目・金額の記載があるだけであるから、全体としてみれば、貸借対照表と殆ど異ならない、貸借対照表・負債の部の記事と異なるのは、たかだか「利益」680,845円26銭9厘の記載が財産目録にいくらいのことである。

貸借対照表の実況を上を示す。

損益計算書は、収入(上段)・支出(下段)を区別した縦書様式のもので、収入の側の冒頭に前期からの繰越利益を掲示している。従って、支出側の末尾の「利益」(金)680,845円36銭9厘は、当期の純利益額ではなくて処分可能利益額である。そしてこの金額が、次掲の「決議書」の冒頭と貸借対照表・負債の側の末尾に「利益金」ないし「利益」としてあらわれている。貸借対照表では「前期繰越利益」と「当期純利益」とを区別して掲示せず単に「利益」として両者の合算額を示している。また、財産評価損という大科目が支出として費用計上されている。その内訳は、「不動産減価償却」9,201円35銭と「什器減価償却」3,112円45銭7厘である。

固定資産減価償却を有価証券評価額と同列視するという処理は、償却を「支出総原価の配分」とはみないで「価値測定(評価)の過程」とみること起因する。日本生命保険株式会社の場合は、かかる会計観による「消却」が一貫しており、例えば「第40回報告書」(自昭和3年1月
至 同年12月)の損益計算書「支出」(費用側)に、

「財産評価額」を大科目とする次のような記載事項がある。

財産評価額	円 608,274.99
有価証券	531,805.25
不動産	54,866.02
什器	21,603.72

「利益配当ニ関スル決議書」の実況は、次のとおりである。この「利益金」は、貸借対照表・負債の側末尾の「利益」と符合する処分可能利益である。

自 明治三十九年一月一日 至 同 年十二月三十一日
年度利益配当ニ関スル決議書 日本生命保険株式会社
利益金 六拾八万〇八百四拾五円貳拾六 錢九厘

之ヲ処分スルコト左ノ如シ
金参万参千円(年壹割貳分) 株主配当金
金六拾参万円 別段準備金
金壹万七千八百四拾五円貳拾六錢九厘
後年度へ繰越

第8例 株式会社 日本勸業銀行の決算報告書の生成と問題点

(1) 創業期の事情

同行は、明治31年（1898年）2月開催の株主総会に第一期営業年度の「営業報告書」・「貸借対照表」・「財産目録」・「利益金分配案」を提出して、その承認をえた。

貸借対照表・財産目録の実況は、下掲のとおりであった。

明治30年 第一期 貸借対照表
下半期

資 産		負 債	
年賦償還貸付金	1,376,011.690	資 本 金	10,000,000.000
国債証券	956,300.000	当半期利益金	7,502.758
当座預金	171,480.920		
払込未済資本金	7,500,000.000		
営業用什器	2,398.193		
雑勘定	40.870		
金銀勘定	1,271.085		
総 計	10,007,502.758	総 計	10,007,502.758

明治30年 第一期 財産目録
下半期

種 類	摘 要	金 額
年賦償還貸付金	貸付金証書貳拾八通	1,376,011.690
国債証券	無記名整理公債証書額面百万円	956,300.000
当座預金	日本銀行通帳老冊	171,480.920
株金払込未済高	株数五万株一株貳百円ノ内百五十円 払込未済株主六千四百五十老名	7,500,000.000
営業用什器	金庫外七十八点	2,398.193
雑勘定	仮払精算未済書式通	40.870
現金有高	銀貨 貳拾四円拾錢 銅貨 拾三円八拾八錢五厘 兌換銀行券 千貳百三拾三円 小切手 拾 円	1,271.085
総 計		10,007,502.758

明治三十年 第一期利益金配当金
下 半 期

摘 要	金 額	摘 要	金 額
総 益 金	円	損 失 金	円
利 息	37,403,260	手 数 料	46,760
公 債 証 書 利 息	25,000,000	給 料 及 報 酬	28,091,592
手 数 料	370,550	旅 費	3,771,680
鑑 定 料	6,770,812	営 繕 費	81,800
旅 費 (戻入)	47,760	借 家 料	600,000
雑 益	20,950	諸 税	8,289,025
小 計	69,613,332	雑 費	6,580,354
政 府 補 助 金	55,052,384	創 業 費	3,057,228
		公 債 証 書 価 格 減 却	11,200,000
		営 業 用 什 器 代 消 却	392,135
		小 計	62,110,574
		利 益 金	
		損 失 補 填 準 備 金	3,001,103
		配 当 平 均 準 備 金	750,276
		配 当 金	58,803,763
		百円ニ付年五円 ノ割即チ一株ニ 付壹円拾七銭六 厘強	
		小 計	62,555,142
総 計	124,665,716	総 計	124,665,716

同社の報告書体系には「損益計算書」の名がみえていないが、実は、同行の「利益金配当金」なるものの実況は、上掲のとおりである。

なお、「損益計算書」という名称は、もともとは明治32年改正商法に由来するものであった。その詳細については、拙著『監財務諸表制度論』でくわしくのべた。また、明治26年原始商法の一部実施以前では、この種の「英国型完全結合計算書」が実務界を支配していたのである。

「利益金配当金」という名称にとらわれずに、内容をよく吟味すべきである。

財産目録の実体は、資産と負債とをふくむ

「総財産」の目録ではなくて、資産目録である。普通銀行での銀行条例施行細則付属雛形に準じた様式である。

「利益金配当金」で、「利益金」を計算・報告する上で、費用として、「営業用什器代消却」392円23銭5厘を計上している点を注目したい。国立銀行の場合にみるように、金融界での「償却」は、わが国における償却制度史上の先駆であった。

なお、設備資産類が什器以外にみうけられないのは、「地所家屋ハ日本銀行ヨリ借受ケ家具什器ノ類亦概其旧器ヲ譲受ケ」（「営業の概況」より）て開業したためである。第2期か

らは、「営業用家屋」が資産計上されており、また「営業用家屋代消却」が費用計上されている。

また、「公債証書価格減却」として多額の損失金が計上されているのは、明治30年末の公債の市価暴落によるものであった。

(2) 「損益計算書」と「利益金分配按(案)」

との分離

第4期（明治32年上半年）決算では、「損益計算書」と「分配按」とを分離・確立させるようになった。この時期が商法改正時であったことは注目してよい。「損益計算書」と「利

益金分配按」の実況は、下掲および次頁左上のとおりである。なお、たまたまこの年度には、「前期繰越金」がなかったのであるが、次期では、「損益計算書」に総益金（内訳科目）と併記して「前期繰越」4,224円56銭7厘があり、この分を計算に入れた上で「利益金」が測定・報告されているところからおして明らかなように、「損益計算書」といっても、実体は、「損益計算書および処分可能利益計算の結合計算書」より明確に言えば「損益計算と資本計算の混合計算書」であり、「英国型完全結合計算書」から利益処分計算領域を分離したものに外ならないのである。

第 四 營 業 期 損 益 計 算 書

摘 要	金 額	摘 要	金 額
総 益 金	333,341,099	総 損 金	217,707,532
内		内	
利 息	328,374,702	利 息	112,864
手 数 料	220,650	勸業債券利息	130,302,500
鑑 定 料	3,749,050	勸業債券割増金	22,374,450
雑 益	147,693	勸業債券費	17,653,278
勸業債券価格較差	638,479	勸業債券価格較差	18,000
勸業債券費（戻入）	210,357	手 数 料	700,120
旅 費（戻入）	160	給 料 及 報 酬	32,388,640
諸 損（戻入）	008	旅 費	4,183,400
		營 繕 費	15,700
		借 地 料	1,440,000
		借 家 料	600,000
		諸 税	80,431
		雑 費	7,566,428
		諸 損	091
		營繕用什器消却	271,630
		利 益 金	115,633,567
総 計	333,341,099	総 計	333,341,099

第四營業期利益金分配按 (明治三十二年
上半期)

摘 要	
総益金	333,341,099
総損金	217,707,532
差引利益金	115,633,567
内	
損失補填準備金	18,502,000
配当平均準備金	4,626,000
第一配当金 (一株ニ付老円貳拾五 錢即十年五分ノ割)	62,500,000
重役賞与金	5,781,000
第二配当金 (一株ニ付四拾錢即チ 年老分六厘ノ割)	20,000,000
後半期繰越	4,224,567

この期の損益計算で、後年銀行簿記の一つの特徴的な処理となつたいわゆる「戻入勘定方式」の萌芽が、商業債券価格較差(払戻)の費用勘定および勤業債券費(戻入)・旅費(戻入)・諸損(戻入)の収益諸勘定にみえてゐることは興味深い。

第9例 久原鋳業株式会社の減価償却制と
価格変動準備金の推移

当社は、大正3年(1914年)上半期(自大正2年11月30日同3月5日)の第4回決算から、「鋳業財産償却」30万円を「損益計算表」(書)の「支出之部」に費用計上して、差引「当期利益金」を報告することになった。なお、この期から、従前の「純益金」を「当期利益金」と改称しているが、後にさらに「当期純益金」と再改称した。なお、「鋳業財産」の内訳は、財産目録と貸借対照表をみると、鋳山、土地、建設物、機械什器という分類になっている。

損益計算表の実況は、次のとおりである。

損益計算表 (自大正2年11月30日同3月3日) 6ヶ月間	
収入之部	
	円
製産品代金	6,239,582,903
雑収入	71,280,382
合計	6,310,863,285

支出之部	
鋳山營業費	3,937,744,789
製作所營業費	527,482,502
本社費	383,065,732
鋳業財産償却	300,000,000
合計	5,147,293,022
差引 当期利益金	1,163,570,362

事後は、おおむね、利益の向上につれて、償却額は、増加しているが、すべて、「ラウンド・ナンバー」の政策的数値である。若干のデータを示しておこう。

5	6	7	8	9	10	11	12	13
回	回	回	回	回	回	回	回	回
決	決	決	決	決	決	決	決	決
算	算	算	算	算	算	算	算	算
30	35	40	40	55	65	70	85	90
(万円)								

当社の「定款」(大正元年8月作成・9月決議)には、興味ある点があるので、紹介しておこう。

それは、商法の法定積立金を「下限」とする独特の利益性積立金を規定しており、しかも、その特定資産運用(有価証券または銀行預金)を定めていることである。すなわち、

定款・第5章「計算」の第28条では、第1積立金・第2積立金・第1配当金(年8分)・第2配当金・使用人保護積立金(第1配当金の100分の5と第2配当金の100分の10)・重役賞与及交際費(上に同じ)・後期繰越として処分を行なう事を定めており、さらに、第29条・第30条で、次のようにいう。

第29条 第壹積立金ハ毎決算期ノ利益金ヨリ払込資本ノ千分ノ十五ニ相当スル金額ヲ積立ツルモノトス

決算ノ結果第壹積立金ヲ為スコト能ハザル場合ニ於テ之ヲ補充スヘキ準備金ナキトキハ後ノ決算期ノ利益金ヨリ優先ニ補充シ猶其期ノ第壹積立ヲ為スモノトス

第二項 積立金ハ商法第百九十四条ノ規

定ニ依ルヘキ法定積立金ヲ下ルコトヲ得サルモノトス

第30条 第壹積立金ハ確實ナル有価証券ヲ買入ルルカ又ハ銀行ニ預金ト為ス外他ノ事ニ使用スルコトヲ得ス

第壹積立金ヨリ生スル利息ハ総テ第壹積立金ト為スヘキモノトス

前項ノ利息ハ第二十九条第一項ニ依ル積立金ニ算入セサルモノトス

利益処分の内容にわたる手続ならびに積立金相当の資金の連関について、「定款」で規定したのは、珍しい例だと思う。なお、この処分問題に関連して、第10回決算（大正6年上半期）になると、「価格変動準備金」の積立が始まる。

「利益金処分」（議案）の実況は、次のとおりである。なお、ここでは、第11回決算（大正6年下半期）のものを掲げる。その事由は、次の二点をとくに強調したいからである。

(イ) 価格変動準備金は、利益処分によって積立てられるが、次期決算ではいったん処分可能総利益に払戻して、新たに積立てる方式をとる。つまり「洗替」の方式をとっている。

(ロ) この洗替方式は、損益計算の領域で行なわれるのではなくて利益処分の領域で実施される。この点は、とくに注意すべきである。

第11回決算（大正6年下半期）（皇 大正6年6月
同 9年11月）の考課状の末尾の「利益金処分」の実況は、次のとおりである。

利益金処分	
一金壹千八百參拾參万貳千九百壹円七拾壹錢五厘	当期純益金
一金貳百万円	価格変動準備金
一金四百拾万參千六百參円五拾四錢七厘	前期繰越金
合計金貳千四百五拾壹万六千五百五円貳拾六錢貳厘	
内	
金五拾參万壹千貳百參拾壹円八錢	第一積立金

内金五万四千四百八拾九円八錢ハ第一積立金ニ対スル当期分利息	
金壹千万円	第二積立金
金壹百貳拾七万壹千參百拾壹円四拾七錢	
年八分	第一配当金
金四百貳拾九万六千七百七拾六円貳拾參錢	
年二割七分	第二配当金
旧壹株ニ付八円七拾五錢ノ割	新壹株ニ付
參拾四錢六厘六三ノ割	
金貳拾万円	用人保護積立金
金貳拾万円	重役賞与及交際費
金壹百貳拾万円	価格変動準備金
六百八拾貳万參千貳百八拾六円四拾八錢貳厘	後期繰越金

第12回（200万円）・第13回（200万円）・第14回（200万円）・第15回（100万円）の価格変動準備金を設定してきたが、大正9年上半期（皇 大正8年12月
同 9年5月）第17回に入ると、日立製作所の分離（大正9年2月1日）があり、市況は銅価の低迷があり、とくに、「内地市況ハ在荷過剩ノタメ沈衰甚シク」またその反面では、「生産費ノ膨張愈著シ」（考課状）いありさまで、純利益も大幅減となり、価格変動準備金を積立ててはいない。数期の当期純益金（税引後）を比較すると次のとおりである。

第15回……………	3,463,593円66錢
第16回……………	122,553円71錢
第17回……………	58,664円93錢

第17回（大正9年下半期）（皇 大正9年6月
同 9年11月）は、前期にひきつづき市況は一段と悪化し、「本期ハ金属鋳業界最悲憤期ニ際会」（考課状）したのであった。無配・無積立であり、前期繰越利益金5,738,679円40錢と当期利益金58,664円93錢を合せて、5,789,334円33錢にすぎず、しかもほとんどこの金額に比較するような巨額の「有価証券評価差損金」5,078,563円29錢を計上した。この評価損を控除した719,771円4錢は、そのまま第18回へ繰越している。

当社は、相当額の有価証券を保有しており、

第17回決算時の内訳は次のとおりであった。

帝国五分利公債 (額面, 544,200円)
は号国庫証券 (額面, 30万円)
英国軍事情債 (額面, 1万ポンド)
米国自由公債 (額面, 50万ドル)
東洋製鉄株式会社株式 (20万株)
久原商事株式会社株式 (5万株)
合同肥料株式会社株式 (9万1880株)
其 他 (日本銀行株外11会社株式, 金額
……13,279,692円)

利益の大きいときは、価格変動準備金の利益処分による積立てが容易ではあるが、一般に好況であるからその期の次の会計期での有価証券時価の下落はない(あるいはすくない)。従って価格変動準備金を必要とすることはない(あるいはすくない)。市況が悪いときは、一般に有価証券の時価の下落がおこる(あるいはおこり易い)が、利益が小さいので価格変動準備金の積立が、困難(もしくは不可能)であり、その期の直前の会計期でも、多くの場合、景気が悪いので価格変動準備金の積立てがむづかしい(あるいは不可能である)。この会社のように、利益処分で価格変動準備金を積立て、しかも、洗替方式をとっていると、このような二律背反の現象はまぬがれ難いであろう。しかも、6か月という短かい会計期では、益々、このような現象が顕著である。事実、この会社は有価証券評価損失を計上した第17回決算の直前の第16回決算では、価格変動準備金の積立はなく、当該期の純利益の約10倍に達する第15回決算で積立てた価格変動準備金100万円を処分可能利益に振戻し、かつ、700万円を越える前期繰越金を合算した額で、ようやく第1積立金の積立てと配当を行なったような有様であった。

第16回では、「鉱業財産償却」98万円を費用計上しているが、その結果、償却後・税引後の「純益金」は、前期の約30分の1の122,552円71銭となった。かろうじて償却をすま

せたといった感じである。そして、第17回の決算この巨額な「有価証券評価差損金」を費用に計上したこの決算では、「鉱業財産償却」という項目は、ついに姿を消した。

次ぐ第18回決算では、償却費を費用計上せず、また、無配・無積立であり、純利益は僅かに12万円余であった。まったく同様な状況は、第19回にもつづく。さらに第20回(大正11年上半年)では償却がないばかりでなく、「有価証券評価差損金」200万円を費用に計上した。純利益は僅かに12万円余である。評価差損金200万円という数値は、政策的なもののように思えるが、確証はない。第20回・21回と無配・無積立がつづき、ようやく第22回(大正12年上半年)になって年5分の配当を行なうに至った。使用人保護積立金のほかは各種の積立てはない。次の第23回(皇大正12年5月
皇 同年10月)は、大震災の時期である。「直接損害ヲ蒙ルコトナカリシハ真ニ欣幸トスル」(考課状)状況であったが、依然として無配・無積立がつづく。償却はしていない。第24回(皇大正12年11月
皇 同13年4月)も無配・無積立で償却もしていないのみならず、「有価証券評価差損金」3,189,775円を費用に計上した。この金額は、前期繰越金をふくむ処分可能総利益額にほぼ比較するほどの巨額であった。第25回も評価損こそないが同様の状況であり、第26回(大正14年上半年)でようやく年6分の「配当」、7万円の「重役賞与及交際費」同額の「使用人保護積立金」の利益処分が可能となった。なお、償却はしていない。第27回、第28回、第29回は、第26回の場合とほとんど同様である。配当・積立ては実行したが、償却費の費用計上はない。この会社の大正時代は、ここでおわる。

第29回(皇大正15年5月
皇 同年10月)の「損益計算書」と「利益金処分」の実況を示す。

損益計算書（皇大正十五年五月 大正十五年十月）六ヶ月間	
収入之部	
製品収入	12,680,711.430
雑収入	458,351.840
合計	13,139,063.270
支出之部	
営業費	10,875,396.750
本社費	654,622.670
合計	11,530,019.420
差引当期利益金	1,609,043.850

利益金処分	
一金壹百六拾万九千四拾参円八拾五銭	当期利益金
一金壹百六拾万四参千九拾貳円九拾壹銭	前期繰越利益
合計 金参百貳拾万五万貳千壹百参拾六円七拾六銭	
内	
金壹百四拾万四参千七百五拾円	年七分配当金
金八万円	使用人保護積立金
金八万円	重役賞与及交際費
金壹百六拾万四参千八百八拾六円七拾六銭	後期繰越金

昭和に入っても、第30回は前回と同様に償却はしていないが、次の第31回（昭和2年下半期）で、損益計算書・「支出之部」の末尾に、「鉱業財産償却」64万円が計上されている。償却後利益も158万余円に達した。第32回は償却せず、第33回も同様である。「価格変動準備金」という項目は、第16回以降まったく姿を消している。

第10例 産業組合の受払式簿記制

(1) 収支簿記(受払式簿記)の発想と基本構造

「収支簿記」の起源については、二説がある。すなわち、明治6年刊『帳合之法』の訳者である福沢諭吉の同書の「注解」での提言がヒントとなってその門下生によって工夫されたとする説と、大原簿記学校（校主兼校長）の大

原信久氏の創案になるとする説とである。いずれともここでは速断しないけれど、すくなくとも、次の事柄を指摘しておきたい。

- (イ) 「収支簿記」という名称は、大原氏によって付されたとみられること。
- (ロ) 収支簿記の教育・宣伝・普及について、大原氏および大原簿記学校の果たした役割は、まさしく決定的とみられ、一般には、「大原式」簿記と呼称されていること。

前記の「帳合之法」の「注解」で福沢諭吉は、次のようにいう。

日本人ニ分り易クスルニハ借ノ処ニ出ト記シ貸ノ処ニ入ト記シナバ我家ヨリ金ガ出、我家ニ金ガ入タリト言フ考ニテ初学ノ者ニ便利ナラン

この見解との関連で、とくに注目すべきものとして、明治6年12月刊の『銀行簿記精法』第一巻の「凡例」第7丁の次の記述がある。

貸借ヲ出入ト解スル説アリ金銀ノ貸方トナルトハ金銀ヨリ若干ノ金ヲ出スナリ借方トナルトハ金銀へ若干ノ金ヲ受入ルナリ又割引手形ノ貸方トナルトハ割引手形ヨリ金ヲ出ス 銀行へ金ヲ受入ルナリ借方トナルトハ割引手形ノ方へ金ヲ受入ル 銀行ヨリ金ヲ出スナリ此説理ナキニアラス

『精法』で「貸借ヲ出入ト解スル説」といっているものは、いうまでもなく一種の擬人説であり、「収支」・「受払」・「出入」とする取扱いが、日本人の貸借観念と異なる複式簿記での「貸借」よりも一そう理解し易かったことはたしかである。

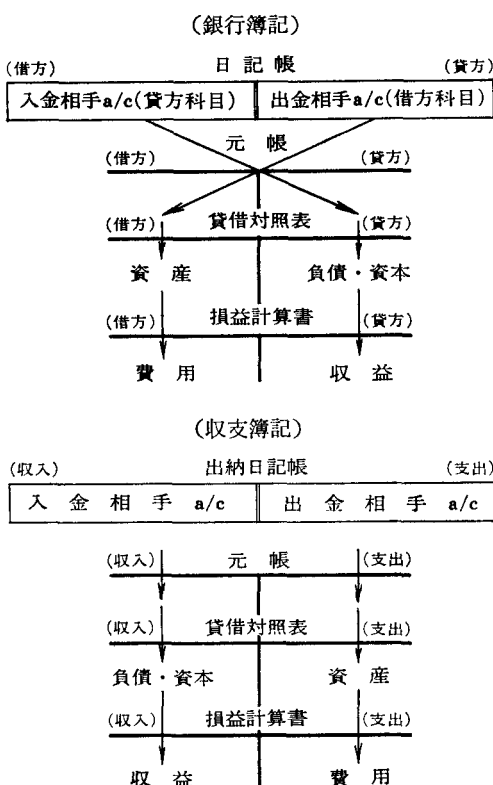
この収支簿記は、わが国会計学の草創期を代表する先覚的学者であった下野直太郎博士の強く推奨するところであった。博士の会計学説として極めてユニークな収支説については、次項を参照されたい。

会計実践の面では、この収支簿記は、産業

組合法（明治33年3月法律第34号）によるわが国産業組合の会計で、「受払式簿記」という名称でひろく普及した。

本例では、この産業組合受払式簿記の実況とその変遷とを明らかにするが、まず、その基本構造の略説からはじめよう。

世に一般に「収支簿記」ないし「受払式簿記」といわれているものは、明治初年（明治6年12月刊『銀行簿記精法』）以来銀行会計で伝統的に用いられてきた「現金式仕訳法」より転(退)化したものであるとみてよい。現金式仕訳法を適用した銀行簿記の「日記帳」と収支簿記の「出納日記帳」とを比較してみると、収支簿記の発想と基本構造とが一そうはっきりする。



この図解に示してあるように、現金勘定以外の諸勘定への転記手続では、日記帳借方側に掲示した科目・金額は、総勘定元帳当該勘定口座の貸方に転記され、日記帳貸方側に掲

示した科目・金額は、総勘定元帳当該勘定口座の借方に転記されることになる。このように、日記帳における現金勘定を主格とする貸借関係と、日記帳に掲示される現金勘定の相手勘定を主格とする貸借関係とは、とくに初学者にとってはまぎらわしい。このことから、銀行仕訳の一変形を工夫した独自の簿記法としての収支簿記が考案された。

収支簿記では「借方」・「貸方」という用語を全廃し、帳簿並びに財務諸表につき、一貫して、「収入」・「支出」という用語にかえている。「出納日記帳」(仕訳日記帳)・「総勘定元帳」の記録手続は次のとおりである。

- (イ) 出納日記帳の左側を「収入」とし右側を「支出」とする。
- (ロ) 総勘定元帳各勘定口座も左側を「収入」とし右側を「支出」とする。
- (ハ) 出納日記帳「収入」側には入金の手相科目・金額を記載し、「支出」側には出金の手相科目・金額を記載する。
- (ニ) 出納日記帳「収入」側の科目・金額を総勘定元帳当該勘定口座の「収入」側へ転記し、出納日記帳「支出」側の科目・金額を総勘定元帳当該勘定口座の「支出」側へ転記する。
- (ホ) 現金勘定口座への転記手続では、出納日記帳「収入」側の合計額を現金勘定口座の「支出」側へ、また、出納日記帳「支出」側の合計額を現金勘定口座の「収入」側へ転記することになるのであるが、出納日記帳そのものを現金勘定とみなして、総勘定元帳現金勘定口座の開設を省略することもある。

この転記の結果、各勘定口座の記録は、複式簿記(銀行簿記もふくめて)の貸借記入と全く左右が逆になる。

貸借対照表も左側を「収入」とし右側を「支出」とする。収入側には負債と資本が掲示され支出側には資産が掲示される。損益計算書も左側を「収入」とし右側を「支出」と

する。収入側には収益が揭示され、支出側には費用が揭示される。

（２）産業組合の受払式簿記制の実況

産業組合の会計で、「受払式簿記」という名称の収支簿記制が採用されたことは、すでにのべたとおりである。産業組合中央会は、積極的に講習会等を通じて、この簿記法の普及に努めている。

なお、昭和の初年の頃になると、次第にいわゆる「普通の簿記法」に移行する組合もあったようである。昭和２年10月刊の産業組合事務官橋本慶治氏著『産業組合の会計』の75頁には受払式簿記に関して次の記述がある。

「永年産業組合中央会其他に於いて指導・講習を行ない殆んど全国組合に普及せる記帳法である。これが為め之を産業組合簿記と称せらるることがあるが、必ずしも産業組合に特有又は強制のものでなく、最近都市の組合は勿論、町村の組合でも普通の簿記法に依れるもの漸次増加の傾向を呈しつつあるのである。」

受払式簿記は、その仕訳法としてみれば「現金式仕訳法」に外ならないから、すべての取引を現金取引化して仕訳をするのであるが、なお、銀行の現金式仕訳法とは異なる点

がある。すなわち、銀行日記帳から総勘定元帳への転記に際しては、総勘定元帳に現金勘定口座を設けて、日記帳借方側の総計金額を設けて日記帳借方側の総計金額を現金勘定の借方へ、日記帳貸方側の総計金額をその貸方へ、それぞれ転記するのであるが、受払式簿記では、とくに現金勘定口座を開設せず、日記帳の現金残高欄の金額をもって現金勘定残高とみなす。従って、銀行の合計試算表にみられるような照応関係は成立しない。

具体的取引事例を用いて、両者を比較してみよう。便宜上、事例は銀行取引を用いておく。

（取引事例）

- (イ) 当座預金として現金7千円を預かる。
- (ロ) 定期預金4千円満期につき支払う。
- (ハ) 手形貸付5千円をなし、貸付金利息百円を差引き残額を当座預金として預かる。
- (ニ) 定期預金として当店小切手3千円と現金2千円を預かる。
- (ホ) 商業手形3千円を割引き、割引料百円を差引き残額を現金で支払う。

銀行の日記帳・総勘定元帳・会計試算表は、次のとおりとなる。

		日 記 帳									
（借 方）		年 月 日					（貸 方）				
振替摘要	摘 要	元 丁	振替収入	現金収入	総 計	振替摘要	摘 要	元 丁	振替支出	現金支出	総 計
手貸	（当 座 預 金）	3	4,900	7,000	11,000		（定 期 預 金）	4		4,000	4,000
手貸	（貸 付 金 利 息）	6	100		100	諸口	（手 形 貸 付）	1	5,000		5,000
当預	（定 期 預 金）	4	3,000	2,000	5,000	定預	（当 座 預 金）	3	3,000		3,000
商手	（割 引 料）	7	100		100	割引料	（商 業 手 形）	2	100	2,900	3,000
	前日現金繰越高		8,100	9,000 0	17,100 0		本日現金残高		8,100	6,900 2,100	15,000 2,100
			8,100	9,000	17,100				8,100	9,000	17,100

(総勘定元帳)		
手形貸付(1)	定期預金(4)	割引料(7)
5,000	4,000	100
商業手形(2)	現金(5)	
3,000	17,100	15,000
当座預金(3)	貸付金利息(6)	
3,000	11,900	100

現金勘定借方金額=17,100円=その他の諸勘定貸方合計額

現金勘定貸方金額=15,000円=その他の諸勘定借方合計額

現金勘定の貸借合計額=17,100円+15,000円=試算表合計額(32,100円)

以上は、現金式仕訳法に特有な合計試算表の照応関係である。このほかに、試算表本来の照応関係として、試算表借方側の合計額=32,100円=試算表貸方側の合計額

合計試算表		
年 月 日		
借 方	科 目	貸 方
5,000	手形貸付(1)	
3,000	商業手形(2)	
3,000	当座預金(3)	11,900
4,000	定期預金(4)	5,000
	貸付金利息(6)	100
	割引料(7)	100
17,100	現金(5)	15,000
32,100	(合計)	32,000

(注) 総勘定元帳の様式は、説明の便宜上、標準式(Tフォーム)としてある。

現金式仕訳法に特有な合計試算表にみられるこれらの照応関係は、とくに注目すべきである。

産業組合の受払式簿記での日記帳・元帳・残高試算表は、次のとおりとなる。

日 記 帳
年 月 日

	元 帳 科 目	元 丁	摘 要	受 入	支 払	残 高
(イ)	当 座 預 金		当預として預かる。	7,000		
(ロ)	定 期 預 金		満期支払。		4,000	3,000
(ハ)	手 形 貸 付		手形貸付をし、利息差引き当預として預かる。		5,000	
(ニ)	貸 付 金 利 息			100		
(ホ)	当 座 預 金			4,900		3,000
(ヘ)	定 期 預 金		当店券と現金で定預を預かる。	5,000		
(ニ)	当 座 預 金				3,000	5,000
(ホ)	商 業 手 形		手形割引。		3,000	
(ハ)	割 引 料			100		2,100
				17,100	15,000	
			本日残高(朱書)		2,100	
				17,100	17,100	

日本近代会計成立史論考（４）（久野）

元 帳

当座預金

	摘 要	日 丁	受 入	支 払	受 払	残 高
(イ)			7,000			
(ロ)			4,900			
(ハ)				3,000	受	8,900

手形貸付

	摘 要	日 丁	受 入	支 払	受 払	残 高
(ロ)				5,000	払	5,000

(以下省略)

残 高 試 算 表

年 月 日

受 入	科 目	支 払
	現 金	2,100
	手 形 貸 付	5,000
	商 業 手 形	3,000
8,900	当 座 預 金	
1,000	定 期 預 金	
100	貸 付 金 利 息	
100	割 引 料	
10,100	合 計	10,100

産業組合の帳簿組織は、おおむね次のようになっている。

帳簿をその機能に即して、主要帳簿と補助帳簿とに区別すると、先掲の「日記帳」（仕訳日記帳に相当）と「元帳」（総勘定元帳に相当）とが前者であり、後者に属するものは、その種類が多数であるが代表的なものを列挙すると、次のとおりである。

(イ) 各種組合に共通の補助帳簿

土地・建物・什器・機械・有価証券・預金・借入金・出資証券等の各種の台帳、消耗品受払帳、現金出納帳、手形記入帳、切手印紙類受払帳等

(ロ) 信用組合に特有の補助帳簿

各種の貯金台帳、貸付金台帳、当座貸越台帳、割引手形記入帳等

(ハ) 購売組合に特有の補助帳簿

購売品仕入帳、購売品売上帳、購売品受払帳、購売品加工帳、生産品受入帳、生産品売上帳、生産品受払帳等

(ニ) 販売組合に特有の補助帳簿

販売品仕入帳、販売品売上帳、販売品受払帳、受託販売整理帳、仮渡金整理帳、販売品加工帳等

(3) 収支簿記より貸借簿記への転換

昭和26年（1951年）2月に来日した当時の連合国軍総司令部顧問で公認会計士のJ. C. エッシーン氏は、同司令部天然資源局予備調査第65号「日本における農業協同組合の経理および監査の方法について」を発表した。その全文は、農林省農業協同組合部で訳出・刊行している。

この報告の中で、収支簿記制にふれて、次のようにのべた。

「今日、日本の農協が採用している経理方式は、日本で『大原式』と呼ばれているもの」（9頁）であるが、「農協経理者の多くは、初歩の大原式日記帳方式しか知らない。とくに彼等が必要な経理上の改革を理解し、受入れていくために、現在の経理上の教育程度を更に高めてゆかねばならぬという理由から、新しい組織の採用には余り乗気ではないようだ。」（16頁）

さらに、「勧告」として、彼は次のようにのべた。

「協同組合経理専門家による恒久的な団体を組織し、経理改善委員会と筆者によってはじめられた作業を継続発展させるべきであ

る。」(17頁)

この予備調査第65号の発表がひとつの契機となつて、産業組合時代からの伝統的な収支(受払式)簿記は、「日本および米国等の一般的な簿記慣習に應ずる」(32頁)方法つまり一般のいわゆる「貸借簿記」へと転換していったのである。

第11例 公許会計士制度の提案

——農商務省・商務局の『公許会計士制度調査書』——

日露戦争後の株式会社の急増とともに、かねて識者の間で問題になっていた株式会社に対する外部会計監査の必要性は、明治42年(1909年)4月の「日糖事件^(注)」によって一そう強く認識されるようになった。明治42年(1909年)11月に農商務省・商務局が公表した『公許会計士制度調査書』は、まさしく時代の要求に応じた画期的な提案であった。この調査書は、同省囑託の岡田博道氏の執筆で、各国の事情、この制度の得失、わが国での必要性(とくに株式会社監査役の実情に照して)を詳論している。わが国の会計監査史上、とくに注目すべきものである。

その一節を、次に引用しておく。

(1)制度設定ノ要否

現今我国ニ於ケル商工業会社ハ其外面ヨリ觀レバ頗ル完備セルガ如シト雖モ其内面ニ立入ツテ査察スル時ハ往々欠点ノ伏在スルアリ 殊ニ会計上ノ事ニ関シテ最モ遺憾多キヲ通弊トス 由来会社事業ノ経営ニ対シ未タ十分ノ経験ヲ有スルモノト謂フベカラズ 然ルニ日露戦役後ノ事業熱ハ一時非常ナル勢ヲ以テ社会ヲ風靡シ其結果トシテ粗製濫造的ノ企業ヲ見ルニ到リタレバ前記ノ如キ弊害ヲ醸出セルモ亦止ムヲ得サル成行ト謂フベシ 近時破綻ノ厄運ヲ招ケル会社ニ就キテ其此ニ到レル所以ノ源頭ヲ探クルニ会計監査ノ任ニアル所謂会社監査役ナル

モノガ職責ヲ尽サザリシニ基因スルモノ多キガ如シ 商法上株式会社ニハ必ズ監査役ヲ設置スベキヲ規定シ其規定ハ表面上遵守セラルニ相違ナシト雖ドモ彼等ハ殆ンド会計学上ノ知識ト実務上ノ経験ニ欠如シタルモノナレバ固ヨリ監査ノ実効ヲ奏スベクモアラズ 如之監査役ノ多数ハ株主中ヨリ選任スル者ナルヲ以テ動モスレバ眼前ノ利益ニ奔リ会社ノ経営上及会計上ノ欠点ヲモ黙過スルコト少ナカラズ之ガ為メニ監査役ノ職責ハ遂ニ有名無実ニ終リ会社ノ複雑ナル計算ヲ判別シ其財産及業務ノ監査ニ任ズベキ監査役ハ結局曠職ノ識ヲ免レザルニ到ルナリ 今ヤ我国ニ於ケル大企業ノ経営ハ大ニ甚信用ヲ失墜シ資本金ヲシテ容易ニ放資セシメザラシムルモノアラントス 是レ実ニ国家ノ重大事ニシテ輕々ニ看過スベカラザルモノナリ 此時ニ當ツテ企業ノ経営ヲ誤ラシメズ会社事業ヲシテ世ノ信用ヲ得セシムルニ足ル方法ノ一ハ如上陳ベ来リシ会計士制度ヲ設定シテ大ニ時弊ヲ矯正スルニアリト信ズ 蓋シ該制度タルヤ欧米ニ於テ会社事業経営ノ紛乱会計事務ノ錯雜ニ陥リシ世ニ其起源ヲ發シ漸次必要ニ応ジテ発達シ以テ今日ニ其実効ヲ収メツツアルモノナレバナリ 我国ニ於テハ弁護士ニヨリテ所謂会計士ノ行フベキ事務ノ一部分ヲ執行セラルル場合アリト雖ドモ専門ニアラザル彼等ハ固ヨリ其為ス所ニ明カナルヲ得ズ 蓋シ会計士ハ弁護士ノ如ク只法律ノ範圍内ニ於テ保護的手段ニ全力ヲ尽セバ即チ足ルト云フガ如キモノニアラズシテ正ニ会計ノ監査者証明者タレバナリ 夫レ我商法上株主ニ附与セル会社財産ノ検査權ハ縦ヒ詳細ニ会社ノ營業又ハ資産負債ノ状態ヲ公示セシムルノ可能アルニセヨ会計士ノ如キ専門家ノ力ヲ藉ルニアラズンバ終ニ有名無実ニ歸スルヲ奈可セン 要スルニ現時我国ニ於ケル会社ノ監査役ハ殆ンド有レドモ無キガ如キモノニシテ株主亦自己ノ權利ヲ行フコ

トヲ知ラズ事業ノ全部ハ拳ゲテ取締役ノ自由ニ委スルノ事実アリ 資本制ノ危険豈大ナリト謂ハザルベケンヤ 此危険ヲ救フノ道ヤ会計監査ノ技術ニ通暁シ而カモ会社営業ト直接ノ関係ヲ有セザル機関ヲシテ監査事務ニ参与セシムルニアリ 是レ我国ニ公許会計士制度ノ設置ヲ必要トスル第一理由ナリトス

その具体策としては、商法を改正して、有限責任会社について外部会計監査を強制するとともに、「絶対的公許ノ制」によって試験制度を制定し、会計士としての学識および人物を検定し適材を選抜すべきことを論じている。

わが国において会計監査人の必要性が認められたのは、明治末年からであった。会計学者の中にも主として英米の制度にならってその実現を強く主張するものもあり、このような機運に促されて、大正3年の第三十一議会議員提出による「会計監査士法案」以来、数度に亙る同趣旨の法案が提出されたが、ついに実現せず、ようやく昭和2年の第五十二議会議に、政府提出の「計理士法案」が上程され、両院を通過・成立した。この法律が、岡田博道氏の「公許会計士」の構想とはおよそほど遠いものであったことは、いうまでもない。

（注）「日糖事件」の顛末（資料・『日糖六十五年史』）

明治42年4月12日、大日本製糖株式会社の前重役磯村、秋山の検挙にはじまる明治の一大疑獄事件で、司直の手は政官界に及び、前社長酒匂常明氏は自殺した。この事件の発端はこうである。明治35年法律第33号「輸入原料砂糖戻税法」の効力が明治40年3月をもって終了するので、この法律の延長を図ろうとする日糖側と、延長阻止の台湾の粗糖各社の運動は激烈となった。政府原案では明治44年までの4ヶ年の延長であったが、結局は、2ヶ年の延長ということで両院を通過した。日糖側では砂糖消費税の増徴に反対するとともに、原糖の見越輸入を行なったので在庫は多量にのぼってい

た。明治41年2月から増税が実施され、国内の生産過剰、台湾からの移入糖の増大、これらにより経営難に陥った。この難局を打開する策として官営への移管を図ったが、結果は失敗に終わった。この会社は、明治39年に、大阪の日本精糖株式会社と日本精製糖株式会社とが合併した会社で、事業拡張のための借入金の増大、合併後の過剰設備、台湾からの良質の砂糖の移入、預金勘定の極度の悪化、これらの悪条件が山積していたのである。このような経営難は政界とのくされ縁をますます強めたのである。

第12例 下野直太郎博士の会計学説

(1) 設題

明治会計史に会計学説の紹介と批判とを書き加えるとしたら、外国人の学説の祖述を除けば、下野直太郎博士（1866～1939）の「収支説」以外には見当たらないようである。

太田哲三博士はいう。

「博士（下野）の学風は、全く独創にとむものが多く、欧米の学説の移入に汲々として安んずる学界にあって異彩であった。ただその立論があまりにも簡潔で比較研究も行なわず、それだけに学界にはほとんど顧みられなかった。」（『新会計学辞典』）

「会計学も素晴らしい進歩をとげた。新説は旧説を覇し、幾年代か経過すれば過去において華かであった学者達の名前も業績もそのなきがらとともに地下に葬られる時がくるであろう。しかし、若しわが国で会計学の歴史が書かれるとすれば、下野先生だけは明治、大正の時代を背負う学者として浮び上るであろう。」（『会計学の40年』、98頁）

本例では、博士の後期の業績である『単複貸借収支簿記会計法』（昭和6年4月刊）と『銀行簿記計算法』（昭和2年6月刊）とを手がかりとして、収支説を中心とするその学説の主要なものを紹介・論評しておく。初期の業績としては、『簿記精理第1編』（明治28年刊）がある。この『簿記精理第1編』には、太田哲三博士によると、下野博士の独創的貸借理

論（収支説）の萌芽がすでにみられ、また、吉田良三博士の有名な要素説の源がこの書物にあるとされている。

次節以下で、下野学説のうちの次の論点につき、論述することにする。

- (i) 会計上の資産観
- (ii) 決算貸借対照表本質論
- (iii) 貸借対照表と財産目録との関係
- (iv) 下野博士と収支簿記

(2) 資産観と決算貸借対照表本質論

簿記・会計とは、日々の「取引」を、一定の方式によって記録し、その結果として正味財産高に生じた増減・変化を算定・表示し、かつ、将来の経営に資すべき方法と原理とを研究するものである。これが博士の基本的な会計機能観である。

この場合、「取引」とは、博士によれば、「金銭収支事件の総称」（『単複貸借収支簿記会計法』1頁）であって、これを、「損益収支」と「交換収支」の両取引に区別する。すなわち、博士によれば、「損益収支」とは、「一旦収支すれば其儘に終り、他日之を吐出すを要せず、又回収の出来ざるもの」をいい、交換収支とは、「他の財産と交換にて収支したるものにして、其財産を処分して他日其金を受戻し、又は払戻すべき性質のもの」をいう（『銀行簿記計算法』8頁）。会計とは、ひっきょうするに、このような「金銭の収支計算」に外ならぬ。また、「財産」とは、現金および他日受入れまたは払戻すべき関係にある金額の総称であり、つづまるところ「金銭」に外ならないとする。

博士の、このような会計機能観および財産観から、会計上の「資産」とは、金銭の転化物であり、また、「他日一定の金額で払戻すべき関係そのもの」としての負債の償還に要する金額であるとみることになる。

また、決算貸借対照表の本質について、博士は、次のごとくいう。

「貸借対照表を以て資産負債表なりとし、之を用いて事業財政の内容を示し得るものなりとするは、従来の通説なるが如しと雖も之は一の重大誤謬なり。貸借対照表は元帳面総勘定の残高を貸借双方に振分け列挙し其合計の平均するを見て全体の勘定に脱漏違算之なきを検するためにする一種の略式試算表たり得るに止まるもの」（前掲『単複貸借収支簿記会計法』31頁）であり、「交換収支残高及損益勘定残高並に資本金を一表に掲げ、全体の収支平均を示した」（前掲『銀行簿記計算法』8頁）ものである。つまり、「金銭収支の対照表ないし顛末表」に外ならぬことになる。

Balance Sheet とは、財産計算における「平均」の表ではなく、次期に繰越す元帳残高項目を集めた「残高」の表であるとみており、ドイツ動態一元論に接近した思考がみられる。下野学説が高く評価されるゆえんである。ただし、問題は、資産を金銭の転化物であるとする場合、博士の説では、同時に、他日「其財産を処分して其金を受入れる」べき性質のものに限定している。そこで、現金を中心とするいわゆる貨幣性資産や販売を目的とする商品のような棚卸資産については、換金という点に問題がないとしても、例えば、設備類（営業用の土地・建物・機械・備品等を考えよ）に対する支出をどのように理解すべきか、これらのいわゆる「資本的支出」の会計処理は、一個の重要な課題である。

ドイツ動態一元論（とくに費用動態論の場合）では、「資産を金銭の転化物」とであるとみる場合には、将来の期間原価（費用）としての認識、つまり、投下原価の配分を中心とする期間独立損益計算の論理が中心となって未配分原価としての資産額にポイントがおかれている。資産の前払費用説がこれである。博士の場合では、同じく「資産を金銭の転化物」とであるとみても、転化した対象は、債権であり商品であり、「将来再び収入となるもの」なのである。そこで、残された問題としては、

先の設備類に対する支出は、博士の場合、資産であるのかないのかということになる。

この点について、博士の所説は、当否は別として、極めて明快である。すなわち、「事業設備に要するは営業用地所家屋什器にして、製造工業に於ては、機械器具を要す。此種の物件を取得するにつき要したる支出は之を会計学の本旨より嚴重に論議するときは営業設備費とも称すべき一種の損費なるべき筈なれども、之を固定資産として計上すること今日一般の慣例なり。之は資産と損費とも混同せしものにして、会計上に由々數大問題なり。但し日常普通の費用と異なりて其場限り功用の消滅するものにあらず。数年又は十数年に互り役立ち且つ実体の目前に存在せるが故に之を資産の一種として計上し置き、追て其取得原価を耐用年数にして除したる金額を磨損減価として控除し行く例なれども、耐用年数は之を事前に於て確知する由なく、只見積り得るのみ。然るに見積りは常に漠然たるを免れず。茲に会計の確実性を害し動もすれば不正の手段に供せらるるなり。故に寧ろ之を始めより損費の勘定に立て依て生ずべき欠損は後より挙ぐべき利益金の全部を挙げて之を補与し終りたる上にて更に生ずべき利益を配当するの確実なるに如くはなし。」(前掲『単復貸借収支簿記会計法』, 48~49頁)

博士の「金銭収支」という構想からすると、設備類の取得は、「他の財産との交換にて収支したもので、其財産を処分して他日其金を受戻し、又は払戻すべき性質」の交換収支の取引ではなくて、「一旦収支すれば其儘に終る損益収支の取引であるとする。ひっきょう博士は、「換貨を目的にて取得したるものにあらざれば資産として計上すべきにあらず。」(前掲『単復貸借収支簿記会計法』, 49頁)とするわけである。さらにいう。

「凡そ一物一能あり其功用を自己に享受する目的にて所有するに於ては之を資産と見るべからず。価値貯蔵の意味に於て所持する商

品有価証券の額と自家使用の目的物たる家屋什器等を同一視するは根本の間違いなり。売れば金に成る丈にては未だ眞の資産たり得ず。他日売りにて金にする目的のものにして始めて然るを得べきなり。」(前掲『単復貸借収支簿記会計法』, 49~50頁)

投下原価の期間配分理論の立場からするならば、商品を資産とし、いわゆる固定資産を資産にあらずとする下野説は、矛盾に満ちたものであるという批判がでるであろう。原価配分の期間の長短の差が、商品と固定資産とに相対的な意味で認められるだけだからである。下野説で商品を資産とみるのは、短期的原価要素としての角度ではない。「将来の収入」という貨幣流列の角度なのである。つまり、下野説には、「貨幣流列」の基本認識に立脚しているけれども、「原価流列」の認識は全く欠如しているのである。

ついでながら、現今、米国の一部の会計学者は、「投下原価」(input cost)から「産出価値」(output value)へ視点を移して、「新時価論」にもみるべき立場を主張している。この場合を考えてみると、貨幣性資産は現在割引額で、商品のような棚卸資産は「正味実現可能価値」(net realizable valueつまり売価差引販売費見積額)で評価することになるだろうが、設備諸資産の評価という点では、困難に蓬着せざるを得ないことになるだろう。かかる諸資産が一体となって「アウトプット」(産出)に貢献しているのであるから、個々に「産出価値」を決めることが殆ど不可能となる。従って、もし、これらの諸資産について「再取得原価」を適用したとしても、「産出価値」の代替物として意味があるかどうかは疑問である。

事柄の是非を論じないとすれば、下野博士の場合の方が、一そうすっきりしているといわねばなるまい。勿論、すっきりしているから正しいというわけではない。

(3) 貸借対照表と財産目録との関係

前項でのべたように、博士の場合は、貸借対照表を「金銭収支の対照表ないし顛末表」とみるわけであり、「事業財政の内容を示し得る」ものとする通説（いわゆる静態的な貸借対照表観）に反対する。すなわち、貸借対照表では、金銭収支の事実を語りしめれば足るのであって、当該事業の「財政の真相」は、別に、財産目録を調製して資産・負債の詳細を記載し、調製時の「市価」を標準として評価し、「世人をして自ら其当否を判断するに必要なべき事項を漏さざらしめ以て事業財団の内容実状を開示すると同時に其实在を突留むべきなり。」（前掲書、32頁）

かくして、貸借対照表と財産目録とは、その機能を異にし、その評価の原理を異にするものであるとする。貸借対照表が残高表であり、一種の「略式試算表」（前掲書の31頁）であり、単なる金銭収支計算表である限りでは、その評価には、当然のことながら、「取得原価」を付すことになり、財産目録が所有財産（負債をふくむ）により「財政の真相」・「財政の实在」を公開するものである限りでは、「時価」を付すことになる。

ドイツ動態一元論においては、周知のように、決算貸借対照表の目的ないし機能につき、「財産価値計算」と「期間損益計算」との二元的な目的を同時に達成し得ないがゆえに、前者を放棄したのであるが、博士の場合は、貸借対照表と財産目録との機能の相違として、次のようにいう。

「如斯して、貸借対照表は単に金銭収支事実を語るに止めしめ別に財産目録を作り以て財産の实在と真相を示すべきなり。一の貸借対照表を以て比二種の異りたる目的を達せんとするは、恰も一石を投じて所在を異にせる二羽の鳥を獲んとするに均しく反て一鳥をも得ずして止むるに終わるを常とす。」

(4) 下野博士と収支簿記

一般に、「大原式」と俗称された「収支簿記制」については、すでに、本章の第10例としてのべたが、下野博士は、この収支簿記の強力な支持者であり宣伝者であった。『単複貸借収支簿記会計法』の序文にいう。

「収支複式簿記計算法なるものは故私立大原簿記学校主兼校長大原信久氏の創案に係る。氏は生前其全力を挙げて此法の宣伝普及に務め……（中略）……其採用を建議せしが人に依りて言を採否する我国に於ては遂に採用する処とならずして止めたるは氏の為又社会の為痛惜に堪えざるなり。……（中略）……予は氏の遺志を継ぎ更に研究を重ねたる結果現行の貸借複式簿記計算法なるものは其根柢に於て虚構仮説に立脚し且自家撞着を含み其他幾多の欠陥ありて収支複式法の如く会計の原理に即し其応用の直截簡明なるものとは到底比較し得べきにあらず。之こそ日本式として全世界に誇るに足るべきものなることを痛感し、茲に大に社会に向つて之を宣伝し普及せしめん事を志し曩に文部大臣に向つて全国学校の簿記要目改正の必要を建議せり。」

この序文の一部で、収支簿記が、「会計の原理に即し」と主張しているのは、いうまでもなく博士の収支説の原理を指している。前述のような博士の学説が、結果からみて、現代的な問題意識を充分にはらみながら、体系的な会計学説に展開することなく、収支簿記の基礎たるに止まったことは、わが国学界のためには、痛恨事であったといわねばなるまい。

筆者の所見では、収支簿記が、博士のいう「日本式として全世界に誇るに足る」ものとはとうてい思えないし、一般のいわゆる貸借簿記が、博士のいう「虚構仮説に立脚」しており、「自家撞着を含」んでいるとは思えない。以下、その然るゆえんを明らかにしておこう。

博士が、「虚構仮説」・「自家撞着」といういささかオーバーな表現で批判している内容

は、結局、複式簿記での貸借(借方・貸方)の観念である。借方が *debtor, debtor* の直訳語であり、貸方が *creditor* の直訳語であること、さらに、*debtor* と *creditor* とが、ヨーロッパ系簿記用語の意識語であることについては、すでに本稿の第2章・第2節の(4)でくわしくのべてある。博士が、虚構であり自家撞着であるとされている内容は、要するに、貸借の用語法が英語の直訳であるために、そして取引先である相手方の貸借に即した「客観的」用語法であるために、貸借関係の発想と用語法が「主観的」である日本人にとって、びったりこないというにすぎず、積極的な主張としては、その用語法を主観的に改め、あるいはむしろ、主客混用のおそれがあるよりはその用語法そのものを全廃して「収支」とせよというだけのことである。参考のために、博士の所説を若干引用しておこう。

「西洋流貸借複式簿記法に於ける貸借術語の慣用例は、借方に貸金を置き貸方に借金を置くが故に勘定科目の命名には主観的にしながら之を仕訳記帳するに方り、客観的にするは自家撞着」であり、また、「凡ての取引を金銭貸借と見做すが如きは仮説虚構」である。(前掲書、38~39頁)

しかし、博士のいわゆる西洋流簿記での勘定科目の貸借を主格とすることをやめて、「当店を主として」、「金銭の収支」をもつてするとき、博士のいわれる「西洋流簿記の紛糾を一掃」できるであろうか。

本章の第10例で収支簿記の記帳構造を示しておいたとおり、総勘定元帳への転記する際に、現金勘定以外の諸勘定については、「収支を転倒するに及」ばないけれども、博士自身ものべているように、「元帳に金銭勘定口座を設け日記帳面より収支各総額を転倒移記する」か、「日記帳面現金桁の収支額を転倒移記する」か、さもなければ、日記帳支出側

の現金残高を現金勘定口座の「支出側」に転記するか、である。考えようによっては、かかる手続が、新たな「紛糾」をまねいているといえなくもない。あるいは、一種の「撞着」であり「虚構」であるといえなくもなからう。

さらに、当店を主格とする「収支」の観点で、例えば固定資産減価償却の仕訳記帳や決算補正の仕訳記帳を、虚構・仮説ないし擬制なく説明できるかといえ、殆ど絶望的であろう。もっとも、博士の場合は、「固定資産」という認識それ自体が否定されており、すべて費用とみるわけであるから、勿論、「減価償却」という認識はないのであるが。

博士の「会計は其根柢に於て今も尚金銭会計なり。」(前掲書、100頁)、「貸借対照表とは……(中略)……其実質内容を率直に且つ平易に言明すれば寧ろ金銭収支対照表とすべきものにして、要するに金の出所と其行先きを明らかにするものなるに過ぎず。」(前掲書、91頁)、「貸借対照表は一種の略式試算表たり得るに止まるものなり。」(前掲書、31頁)、「貸借対照表は其名称を金銭収支顛末表とすべきなり。」(『銀行簿記算法』、51頁)、あるいはさらに、「貸借対照表(此表)は、……(中略)……他人の金銭を信託され居る者が其出資者に示して承認を受け、自己の責任を解除するに必要不可欠勘定書なり」(前掲書、31頁)、「財産の實在と真相」の表示に関連して、「一の貸借対照表を以て、(金銭収支事実と財産の表示という)此二種の異りたる目的を達せんとするは、恰も一石を投じて所在を異にせる二羽の鳥を獲んとするに均しく」(前掲書、33頁)等々にあらわれている博士の思考は、多くの可能性をふくむものであり、少なくとも当時としては、まさしく「獨創性」とんだものであったが、遂に充分な展開を示すことなく終ってしまったのである。